

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準について検証等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化・津波対策、護岸改修等の支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の事業執行でも活用出来る様に柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の開発や施設改修への支援の取組、また、保安人材育成の支援の取組を進めること。

■ 要請の背景

- 首都直下地震の被害想定においては、東京湾沿岸におけるコンビナート施設にて内容物等の流出約 60 施設、破損等約 730 施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、加えて、I o T等を導入した産業保安の支援など、強靱化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靱化は、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

川崎臨海部の石油コンビナート地域の現状

- ・ 2, 300の事業所が立地・63, 000人が就業
- ・ 石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・ 立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

＜首都直下地震における被害想定＞

内容物の流出 約60施設
破損等 約730施設

甚大な被害！

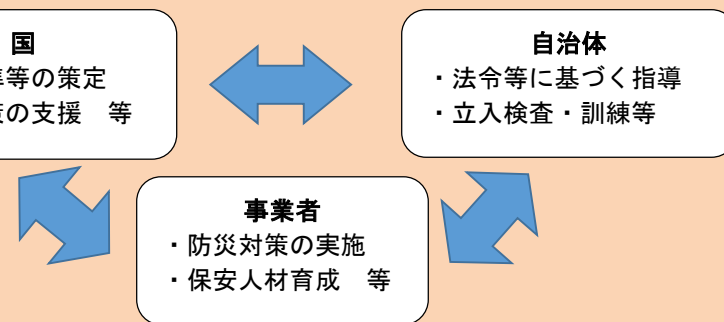
防災対策が
必要

首都直下地震対策、国土強靱化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靱化計画」

国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、
防災対策に取り組むことが必要



取組を推進する
ために

国は首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・ 法令等に基づく技術基準の検証や見直し
- ・ 事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・ I o Tによる維持管理技術の開発や施設改修への支援
- ・ 事業者が行う保安人材育成への支援

が必要

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

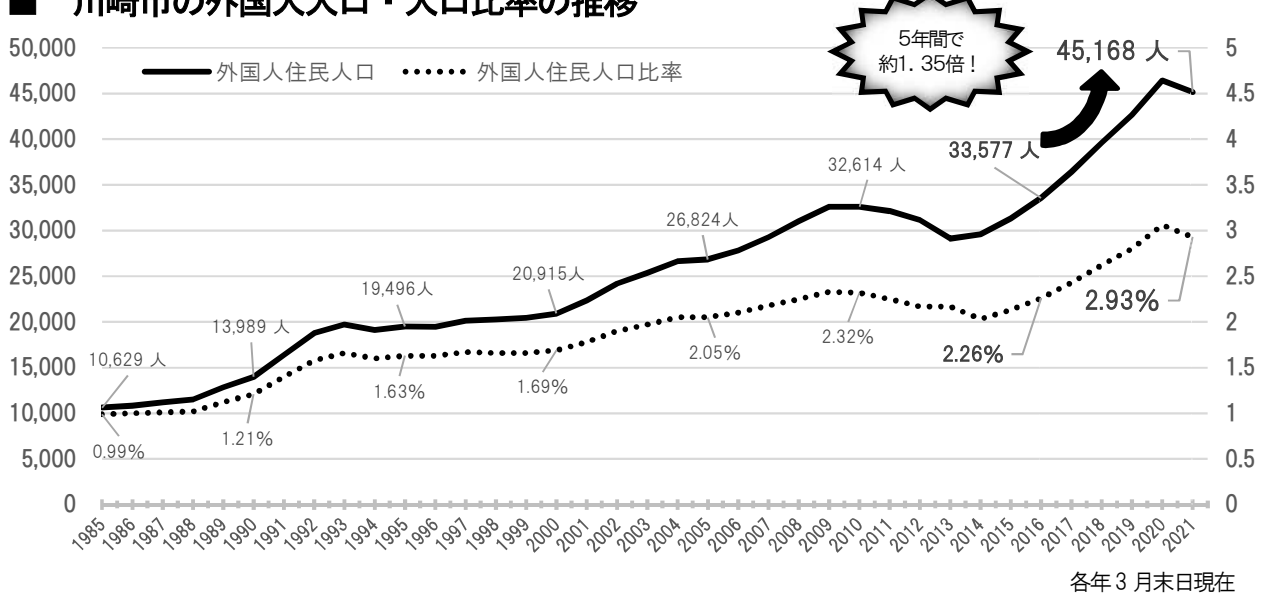
■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、川崎市には135を超える国・地域からなる約45,000人の外国人が生活しています。その数は5年間で約1.35倍増加し、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- また、外国人との共生社会の実現に向けた取組は将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。
- 共生社会を推進する法律を整備することにより、国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進することで、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 本市では、外国人の支援ニーズにきめ細かく即応するため、様々な取組を実施していますが、その中でも独自の取組や、財政措置があっても上限額や交付率などが定められている取組については大きな負担となっています。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができるよう、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる財政支援メニューや、外国人人口の規模に応じた弾力的な財政措置などが必要です。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談件数の推移

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
相談件数 (件)	1,668	1,784	1,558	1,702	2,895	2,976

5年間で
約1.8倍！

■ 川崎市の取組例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口	区役所総合案内の多言語化
通訳サービスの活用	音声翻訳機の活用	ボランティアの育成
外国人介護人材の受入れ	居住支援	日本語指導が必要な児童生徒

法的な位置付けがなく、
自治体により取組に差異

共生社会の実現に向けて

○ 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため

➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要

○ 取組の着実かつ持続的な実施のため

➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要

就労支援事業に係る財政措置等について

【厚生労働省】

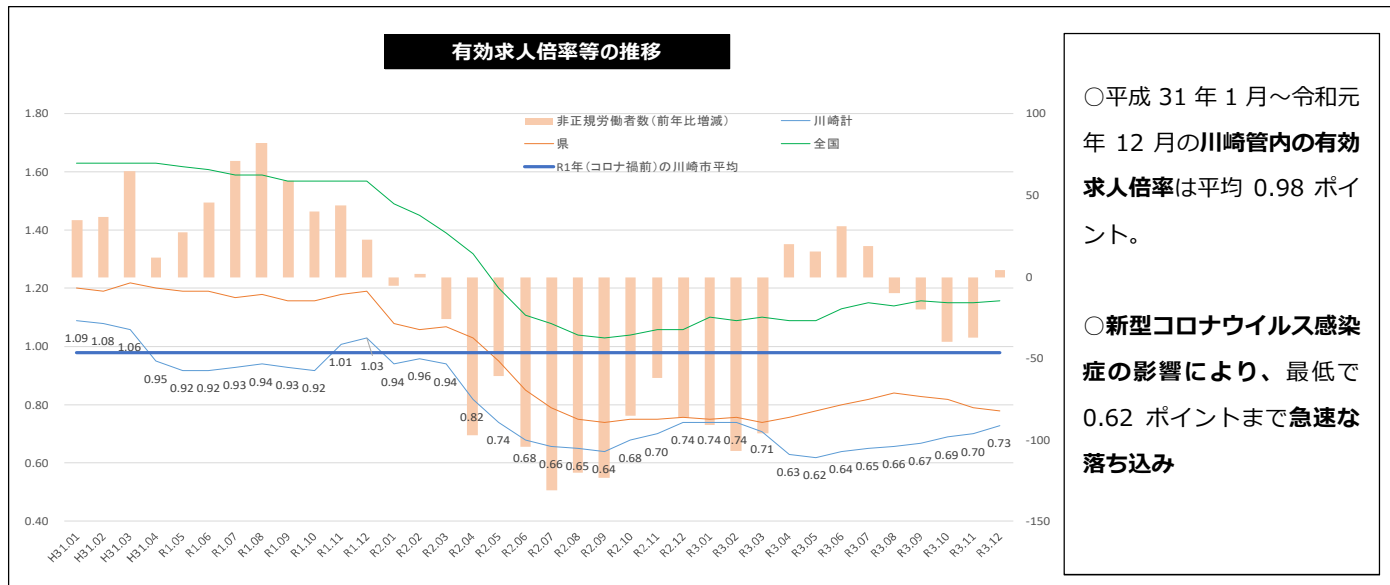
■ 要請事項

非正規労働者等に対する能力開発を図り、キャリア形成にかかる伴走型就労支援事業への財政措置を講ずること。

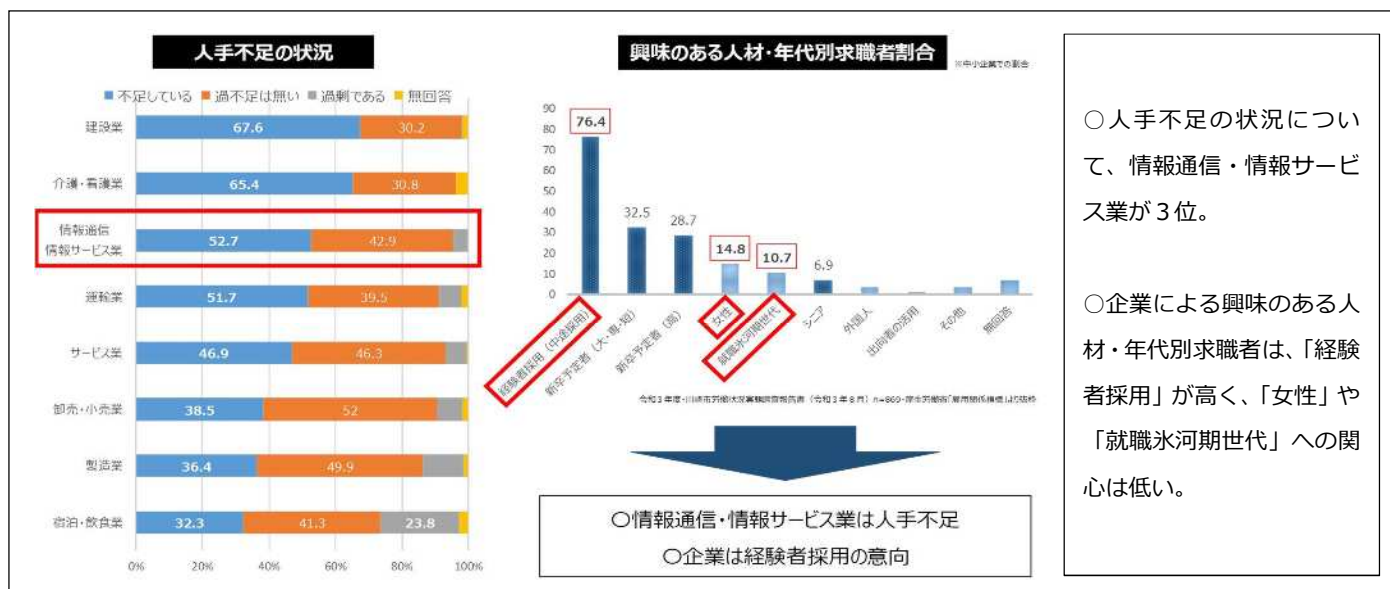
■ 要請の背景

- 求職者や非正規労働者の正規雇用化については、長く重要な課題となっており、更に、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、正規雇用化を着実に促進する必要性は増しています。
- 新型コロナウイルス感染症以前（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）においては、平均 0.98 ポイントであった川崎管内の有効求人倍率が、最低で 0.62 ポイントまで急速に落ち込み、就職氷河期世代や女性の離職者、非正規労働者等を中心に正規雇用での就職は一段と厳しい状況となっています。
- 一方、社会全体でデジタル化が進む中、IT 技術を有する人材は不足しており、日本・東京商工会議所が実施した調査において、情報通信・情報サービス業は、建設業、介護・看護業に次いで、第 3 位に人手不足の状況にあるとの結果が出ており、求人ニーズの高い職種となっています。
- 国は、求職者支援制度等により IT 訓練等を実施していますが、IT 訓練等にとどまらず、就労支援まで一貫通貫した事業を実施することで、より正規雇用が創出されと考えられるため、本市独自に、幅広い求職者等に対して、IT 技術に関わる資格取得に資する講座等の実施による能力開発・キャリア形成を図るとともに、企業へのインターンシップなど正規労働者として採用されるまでの一連の伴走支援を行う就労支援事業を進め、求人と求職のミスマッチの解消に努めています。
- 一方、伴走型就労支援事業については、支援に要する経費が増嵩するため、当該事業の実施にかかる財政措置が必要です。

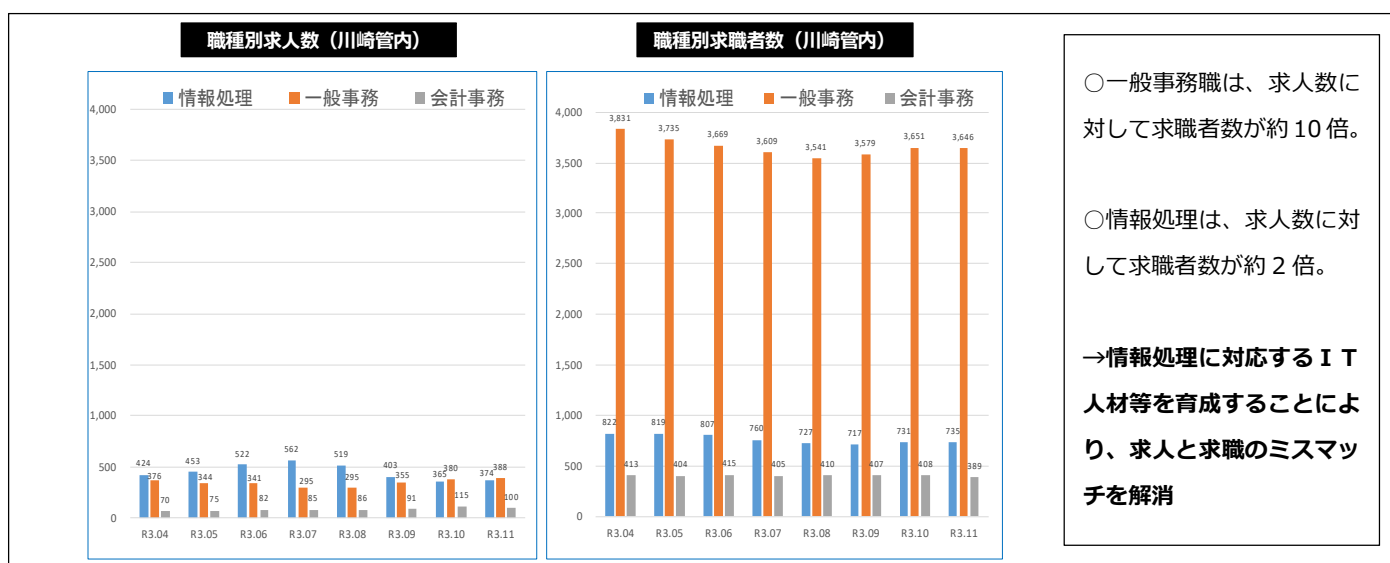
■川崎市等の有効求人倍率の推移



■情報通信・情報サービス業の人手不足の状況



■IT人材等の育成による求職と求人のミスマッチの解消



政策医療の維持にかかる支援の強化について

【総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である小児救急や周産期医療等の政策医療について、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後の新興・再興感染症対応にかかる交付金等については、地域の実情に応じたより機動的な対応を行えるよう、指定都市に直接交付を行うとともに、対象事業を柔軟にすること。
- 3 地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請等は、今後の新興・再興感染症の拡大や大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

■ 要請の背景

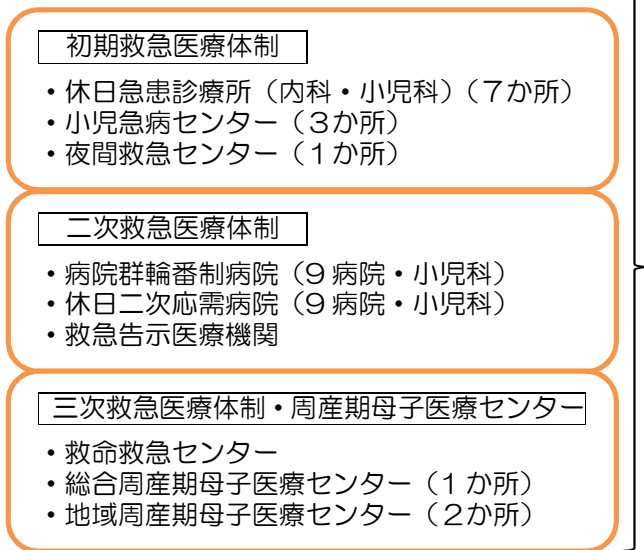
- 小児救急や周産期医療等のいわゆる5事業や、新興・再興感染症に係る医療等については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 人口が集中する都市部では、医療需要が非常に高く医療資源が集中していることから、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の構築が求められますが、今般の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については指定都市へ直接交付されず、対象事業も限定されているため、適時・的確な支援に支障を来しています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえ、具体的対応方針の再検証では、今後の新興・再興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

■ 主な費用

(単位：千円)

令和4年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	408,492	国庫補助金 16,313、一般財源 369,221 他
市立病院における小児救急医療経費	356,130	医業収益 219,672、一般会計繰入金 136,458
周産期救急医療事業	148,241	一般財源 148,241
新型コロナウイルス感染症対策事業費（医療施設分）	419,892	一般財源 419,892

小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）



課題

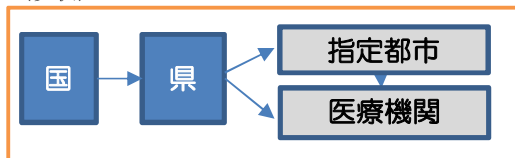
- ・小児医療・周産期医療等の不採算
- ・小児科医師、産科医師の不足
- ・実支出額と比して著しく低い補助金



- 診療報酬の引き上げ
- 財政措置（補助金）の拡充

緊急包括支援交付金（医療分）の流れ

（現状）



（イメージ）



緊急包括支援交付金（医療分）の対象

国の交付金の対象となる支援	対象となる事業の拡大
新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関の病床確保等	地域の実情に応じた本市の独自支援（令和3年度実績）
新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策	陽性患者等の入院受入れ実績に応じた支援金
医療機関等における感染拡大防止等の支援等	施設・設備整備に係る実所要額が国補助上限額を超える分の支援金等

課題

- ・迅速かつ柔軟な医療機関支援



- 交付金等の直接交付
- 対象事業の拡大

公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
- 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
- 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供等

+

- ★ 新興・再興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

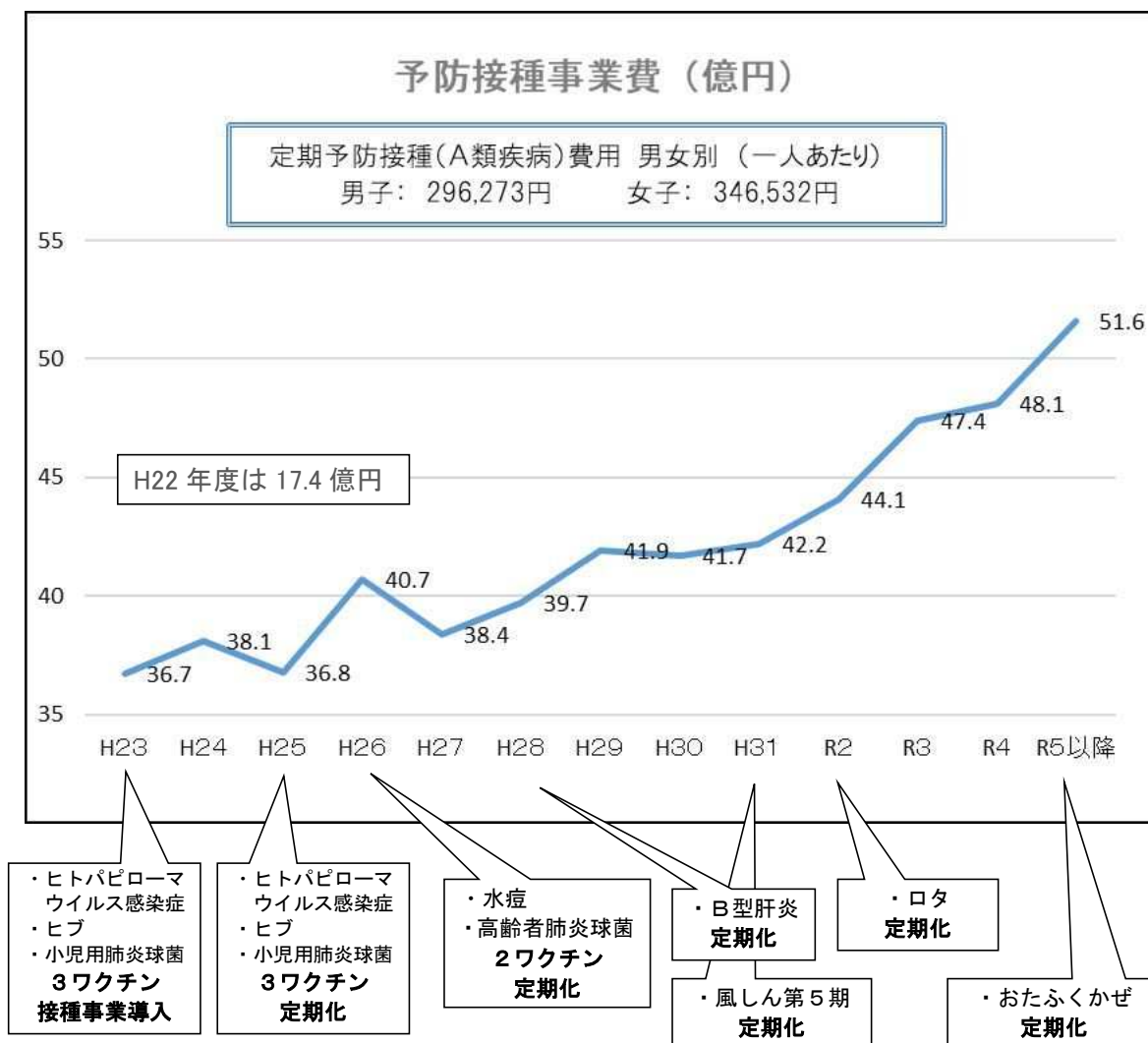
■ 要請事項

- 1 平成 24（2012）年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

■ 要請の背景

- 平成 24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置付けるとされ、平成 25（2013）年度以降、定期予防接種化が進んでおり、今後は、おたふくかぜの定期接種化についても検討されています。任意予防接種は、原則、全額自己負担となることを踏まえ、早期に定期化する必要があります。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、A類は事業費の 9 割、B類は事業費の 3 割が地方交付税措置されていますが、特にA類については、本市を含め、ほとんどの自治体が全額公費負担していることを踏まえ、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、措置を拡充する必要があります。
- また、令和 4 年度から、これまで勧奨を控えていたヒトパピローマウイルス感染症に係るワクチン接種の勧奨再開及びキャッチアップ接種が実施されることから自治体の負担が拡大することが想定されています。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

**任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額
48.1億円 → 51.6億円**

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な財政措置を講ずること。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

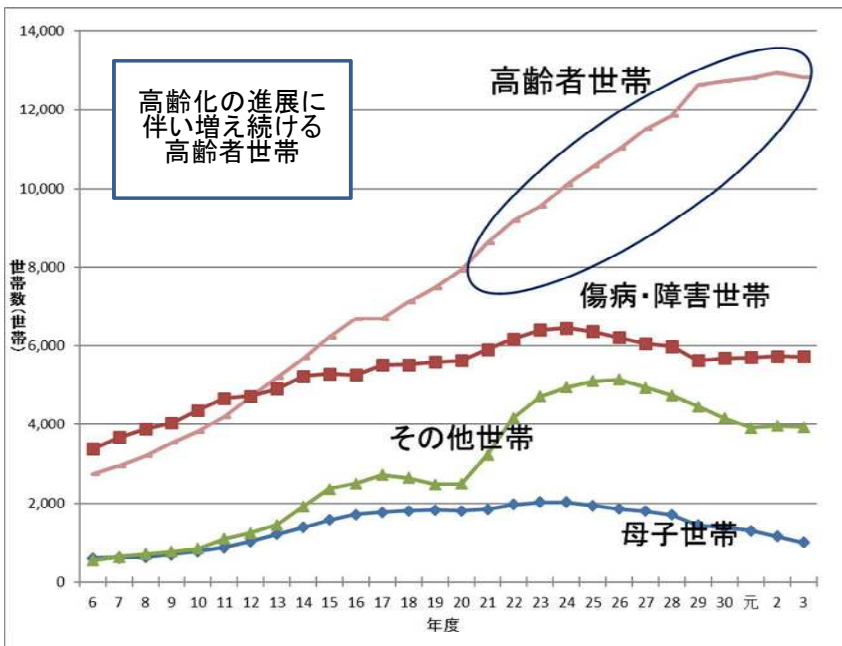
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R4予算	578	428	150

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ **国が費用の全額を負担すべき!**

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和4年度・・・制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和3年度協議額		
		事業費	事業費	
			国負担額※	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	239,234	179,426	59,808
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)				
③ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業(自立相談支援事業)	3/4	148,555	111,416	37,139
④ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業等(一時生活支援事業)	2/3	231,098	154,065	77,033
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	735,000	551,250	183,750
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	12,696	8,464	4,232
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	17,105	11,404	5,701
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	108,485	54,242	54,243

全額国庫負担

それまでの間は、**補助率の引上げが必要!**

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は除く。

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

児童虐待対策及び女性保護事業に係る体制等の強化について

【厚生労働省】

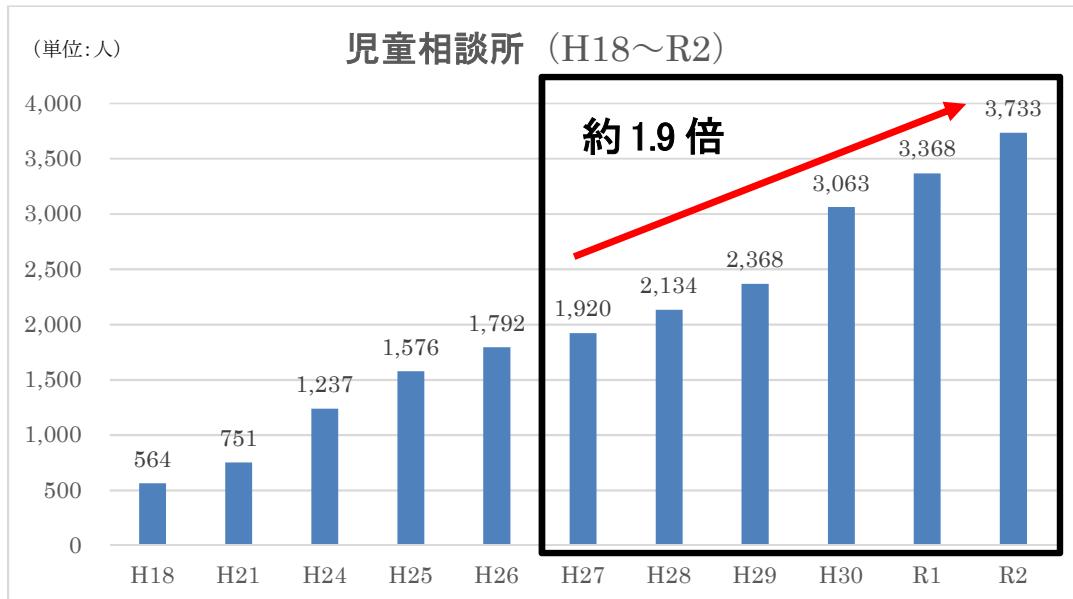
■ 要請事項

- 1 児童相談所及び区役所への専門職員の配置に向けて実効性のある人材確保・育成対策を講ずること。
- 2 児童虐待と関連の深い配偶者間の暴力等について、被害者への支援が適切に図られるよう財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 児童相談所の体制整備については、国において平成 30（2018）年 12 月に児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定され、児童福祉司及び児童心理司の配置基準が示され、職員の増員に努めてきました。
- 本市においては、この間、児童虐待に関する相談対応件数が増加し続けており、毎年度、児童福祉司及び児童心理司の大幅な増員が必要となっています。
- 全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中で、地方財政措置は拡充されたものの、社会福祉職や心理職等の専門職種の人材確保は非常に困難な状況となっており、国の責任において実効性のある人材確保・育成対策を講ずることが必要です。
- また、児童虐待と配偶者間の暴力は、心身に重大な影響を与えるとともに著しく人権を侵害する行為であり、双方の事象には深い関係があります。また、長引くコロナ禍でDVを含む女性相談の件数は増加し続けています。
- 国は、女性保護を行う民間団体の掘り起こし、育成・強化、立ち上げ支援のため新たな制度を創設しましたが、様々な困難を抱える女性への相談支援や適切な保護を行うためには、都道府県を超えた広域的な取組が必要であるため、国の責任において民間シェルターの安定的運営に向けた支援の仕組みの構築が必要です。

■ 本市児童相談所における児童虐待相談・通告件数の推移

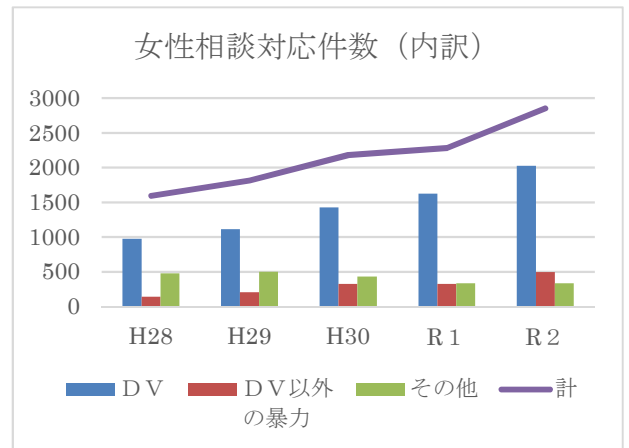
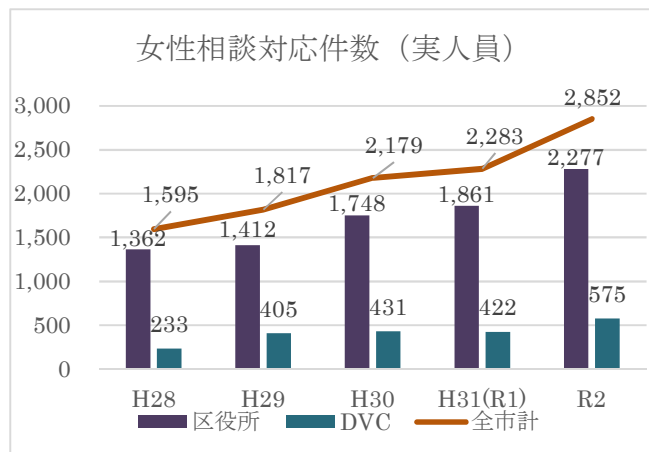


本市児童相談所における相談・通告件数が増加し続けており、今後も引き続き児童福祉司及び児童心理司の増員が必要だが、都市部における人材確保は非常に困難



国の責任において実効性のある人材確保・育成対策が必要

■ 本市における女性保護事業を取り巻く状況



都道府県を超えた広域的な取組が必要



国の責任において

民間シェルターの安定的運営に向けた財政支援の仕組みの構築が必要

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、教員の持ちコマ数の軽減により働き方改革にも資する教科担任制の本格導入について、全校実施が可能になるよう基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 特別支援学級に在籍する障害児童生徒への適切な支援体制や、不登校等への早期発見・早期対応、急増する日本語指導を必要とする児童生徒への対応等、支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 小学校における教員希望者が全国的に減少する中、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

■ 要請の背景

- 教員の長時間勤務が全国的な課題である中、小学校における学級編制の標準の見直し（35人化）が行われたところですが、令和3年7月にまとめられた「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」による専門性を担保した授業の質の向上、小中学校間の円滑の接続、持ちコマ数の軽減によるさらなる働き方改革の推進等の効果を見据え、教科担任制の本格的な導入を行う必要があります。
- 学校現場では、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、障害の重度・重複化、多様化、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒など、支援を必要とするニーズが多様化していることを踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 一方、全国的に教員採用試験の受験者数、倍率が低下し、質の高い教員の確保が困難となっている状況の中、当面児童生徒数が増加する本市においては、これらの教育人材の確保は喫緊の課題です。将来の学校教育を担う人材を増やすため、効果的な施策を実施する必要があります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況の例

(1) いじめ認知件数の推移

年度	小学校	中学校	合計
28年度	1,165	231	1,396
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948

令和2年度微減だが、増加傾向

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791

2年間で1.4倍。毎年100名程度増加

(3) 事由別長期欠席状況の推移

一貫して増加傾向

年度	小学校						中学校					
	長欠	病欠	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率	長欠	病欠	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率
28年度	730	189	378		163	5.2	1,417	171	1,116		130	38.2
29年度	763	214	430		119	5.9	1,477	195	1,242		40	42.4
30年度	932	232	529		171	7.2	1,593	203	1,338		52	46.2
元年度	1,009	158	700		151	9.4	1,616	187	1,389		40	47.6
2年度	1,271	164	807	190	110	10.9	1,689	169	1,370	119	31	46.1

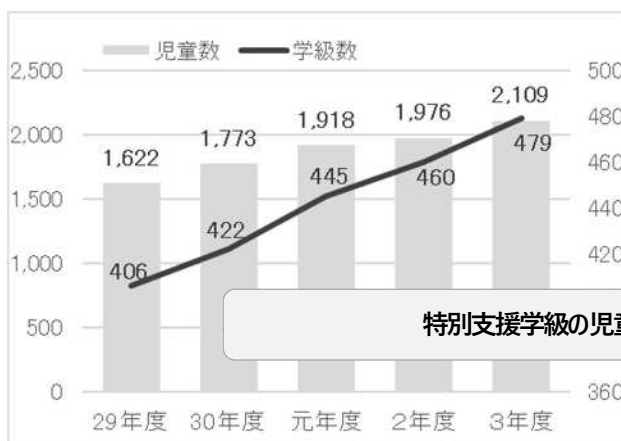
※令和2年度は、長欠＝病欠＋不登校＋新型コロナウイルスの感染回避＋その他

※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1000）

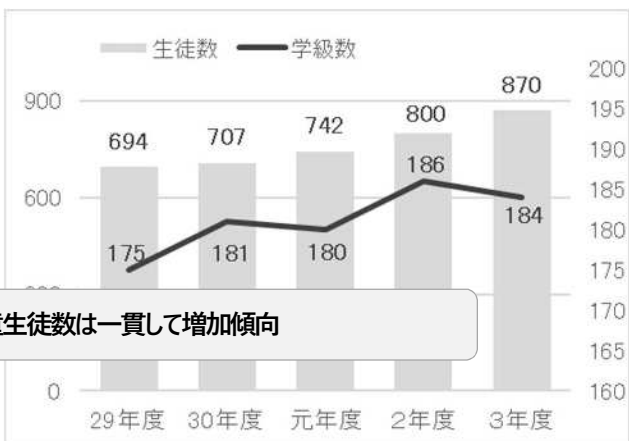
※令和2年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加された。

(4) 本市小学校特別支援学級の推移

(5) 本市中学校特別支援学級の推移



特別支援学級の児童生徒数は一貫して増加傾向



少人数化、児童生徒増のほか、このような支援を必要とする児童生徒の増加に対応するための定数改善と同時に、将来を担う質の高い教員の確保が不可欠。

全国都市緑化かわさきフェア開催を踏まえた 公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 富士見公園・等々力緑地については、全国都市緑化かわさきフェアのコア会場となるとともに、緑化フェアの先も見据えた民間活力導入による再編整備を進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 2 生田緑地については、緑化フェアのコア会場となるとともに、本市随一の緑の宝庫に相応しい整備が進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 3 緑化フェアの連携会場となる夢見ヶ崎公園などの公園緑地について、更なる魅力づくりやライフサイクルコストの縮減に向けた遊具の長寿命化など、整備及び戦略的な維持管理・更新に必要な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 令和6年度の全国都市緑化かわさきフェア開催を踏まえ、更なるみどりの価値・魅力の創出、多様な主体との協働・共創の取組を推進する必要があります。
- 富士見公園、等々力緑地では、社会状況や生活様式の変化を踏まえた再編整備を進め、また、連携会場である夢見ヶ崎公園などの特色ある公園緑地においても更なる魅力を創出し、都市の価値を一層高めていく必要があります。
- 生田緑地では、多様な主体との協働により緑地の保全と利用の好循環を目指し、生物多様性に配慮した取組を進めており、更なる魅力の充実が必要です。
- 公園施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図るとともに、新たな日常に対応した公園の利活用などにより魅力的なオープンスペースの創出が必要です。

■ 費用

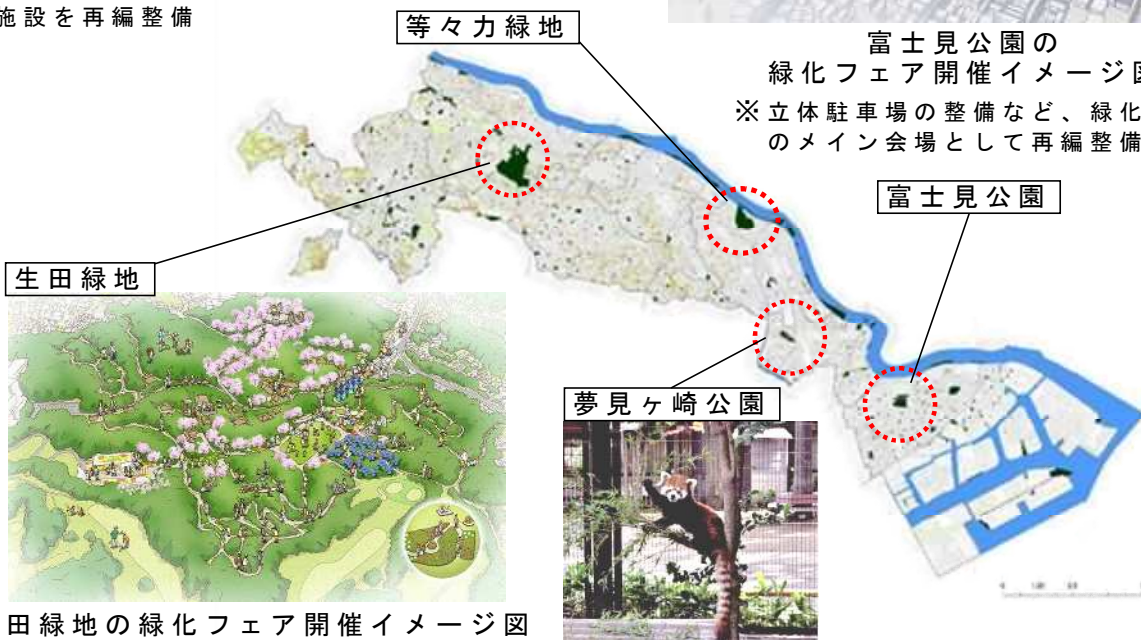
- 令和5年度計画事業費
 - ・ 用地取得費 約 2.1億円（国費約 0.7億円）
 - ・ 整備費 約 27.1億円（国費約 13.6億円）
 - ・ 効果促進事業費 約 1.0億円（国費約 0.5億円）



等々力緑地の緑化フェア開催イメージ図
※フェア終了後、陸上競技場やアリーナなどの施設を再編整備



富士見公園の緑化フェア開催イメージ図
※立体駐車場の整備など、緑化フェアのメイン会場として再編整備



生田緑地の緑化フェア開催イメージ図
※アクセス路等の整備など



夢見ヶ崎公園
※管理棟及び園路の整備など

主な事業スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
緑化フェア	会場準備等	緑化 フェア 開催		
富士見公園	会場整備等		再編整備	
等々力緑地	会場整備等		再編整備	
生田緑地	会場整備等		整備等	
夢見ヶ崎公園	管理棟・園路整備等		整備等	
公園施設の長寿命化			公園施設更新	

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
建設緑政局緑化フェア推進室
建設緑政局等々力緑地再編整備室

TEL 044-200-2390
TEL 044-200-1736
TEL 044-200-2417

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

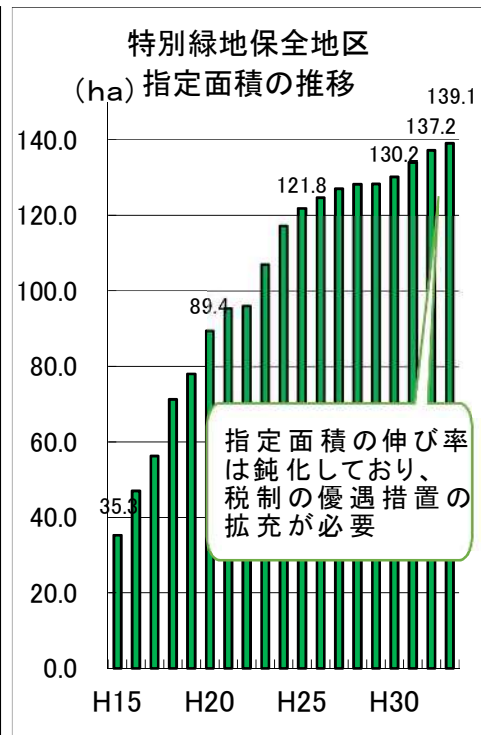
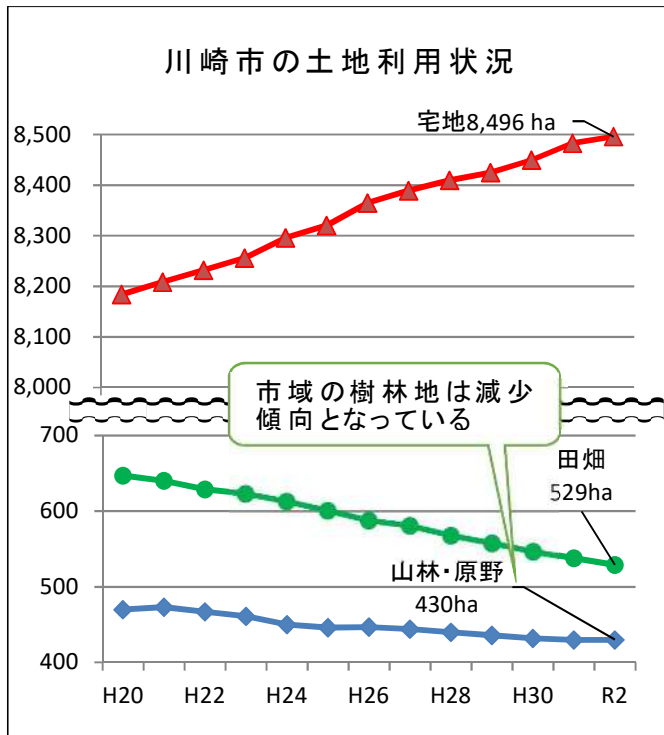
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地のさらなる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する財政支援制度を構築すること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上、グリーンインフラの形成等に向け、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を進めており、市民等との協働による保全管理活動を進める一方、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。
- 大径木化した樹木を中心にナラ枯れの被害が拡大していることから、樹木の萌芽更新や持続的な林床管理など保全緑地の再生や、生物多様性を保持させる樹木管理を行うための財政支援制度が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和5年度計画事業費
・ 特別緑地保全地区用地取得費(約2.5ha) 約 11.6億円(国費 約4.2億円)
・ 特別緑地保全地区整備費 約 9.6億円(国費 約3.2億円)
・ 特別緑地保全地区整備費 約 2.0億円(国費 約1.0億円)



斜面安定整備工事
(長尾特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動
(黒川よこみね特別緑地保全地区)



里山の風景
(黒川海道特別緑地保全地区)

緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

川崎臨海部の土地利用転換について

【内閣府・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 南渡田地区で進めている、素材を中心とした研究開発拠点形成に向けた産業集積、基盤整備、制度設計などの取組に対して、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置を講ずること。
- 2 扇島地区における、水素や燃料アンモニア等の大量かつ安定的な輸入を可能とする受入環境整備やそれらを運搬するための基盤整備、大水深バースを活用した関連する港湾整備に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部では、基幹産業を取り巻く国内外の構造的な環境変化や、世界的な CO₂ 排出量削減の動きなどの課題に対応するため、「臨海部ビジョン」を策定し、新産業の拠点形成、カーボンニュートラル社会の実現、港湾物流機能の強化、災害対応力の向上及び交通機能の強化等のプロジェクトを推進しています。
- 特に、JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区においては、南渡田地区では国の「統合イノベーション戦略 2021」や「マテリアル革新力強化戦略」で示されている革新的なマテリアルの開発を具現化する研究開発拠点形成の取組を、扇島地区ではカーボンニュートラル社会の実現等に向け、水素や燃料アンモニア等のカーボンニュートラルエネルギーを供給・運搬・利用する機能などを整備するための大規模な土地利用転換の取組を進めています。
- 本市は、川崎臨海部の産業競争力強化やカーボンニュートラル化を牽引する素材を中心とした新たな研究開発拠点形成を目指していますが、南渡田地区における戦略的な機能集積や基盤整備によりこれらを実現するためには、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援が必要です。
- また、カーボンニュートラルエネルギーを供給・運搬・利用する機能の導入など段階的整備による大規模土地利用転換の早期実現には、交通基盤をはじめ、各種インフラの整備が求められ、このためには、計画的かつ長期的な財政措置が必要です。

■ 川崎臨海部における大規模土地利用転換について

【川崎市の取組】

- 令和3年2月1日付けで、
「JFE ホールディングス㈱と川崎市との土地利用に関する協定」締結
⇒ 京浜地区の高炉等の休止に伴う影響に対応し、川崎臨海部における
地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進

◆これまでの取組

計画的な土地利用転換を図るため、「扇島地区土地利用
検討会議」を設置し、有識者から当該地域が果たすべき
役割や導入機能などについて意見聴取
⇒ 令和4年度に、高炉等休止前までに策定する
「土地利用方針」の中間報告を取りまとめ

◆これまでの取組

次世代の川崎臨海部を牽引する新産業創出拠点の形成に向け、
JFE と川崎市との間で協議調整を図りながら、令和4年度に具
体的なコンセプトや事業スキーム等を盛り込んだ拠点整備基本計画
を策定

南渡田地区
(52ha)

扇島地区
(222ha)

・ 南渡田地区

産業集積

- ・革新的な素材を生み出す研究開発機能
の集積により「素材から世界を変える産業
拠点」の形成を目指す。



基盤整備

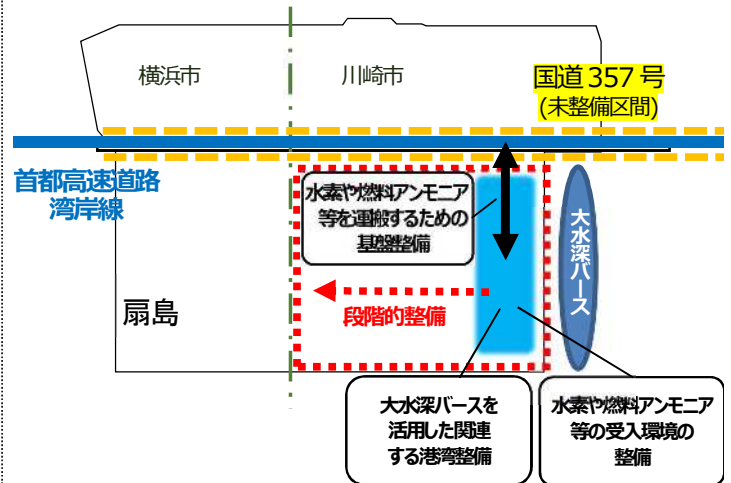
- ・広大な土地を有効活用するために、
周辺道路と地区内道路の基盤整備が
必要となる。

拠点形成に向けて、規制緩和をはじ
め、財政、税制、金融上の**積極的
かつ集中的な支援措置**が必要

・ 扇島地区

基盤整備、港湾整備

- ・水素や燃料アンモニア等の受入環境や運搬のための基盤の整備
- ・大水深バースを活用した関連する港湾整備



首都圏や京浜臨海部のカーボンニュート
ルエネルギー利用促進に向けて、大規模土
地利用転換を早期に実現するための**計画
的かつ長期的な財政措置**が必要

羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 羽田空港の新飛行経路運用について、地元住民や研究機関等から騒音・振動の影響を危惧する意見があることを踏まえ、騒音影響の大きい機材のB滑走路運用の見直し等や、減便下を含めた更なる騒音・振動軽減対策の強化を図ること。
- 2 防音工事助成制度について、殿町周辺地域は他地域と比べ、極めて大きな騒音値を計測していることから、住宅、学校、病院等に対する助成制度の見直しを図ること。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、今後の復便状況に応じ、専門家による科学的調査など必要な対応を行うこと。
- 3 住宅地の騒音影響把握及び市民への情報提供のための騒音測定局を増設すること。
- 4 コンビナート地域や住宅地等の上空飛行における安全対策の強化を図ること。

■ 要請の背景

- 本市に騒音影響等があるB滑走路から西向きへ離陸する新飛行経路については、他地域と比べ、極めて大きな騒音値を計測しています。さらに、殿町国際戦略拠点内の国の騒音測定局では、減便下でも大型機の一部で国の推計平均値 91dB を上回る騒音が複数回計測されるなど、騒音影響が続いていることから、騒音影響の大きい機材のB滑走路からの離陸運用の見直し等や、減便下を含めたより一層の騒音・振動対策の強化を行う必要があります。
- 経路周辺の住民からは、生活環境への影響等があるため、対策を求める意見が毎年寄せられており、助成制度の見直しが必要です。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、今後の復便状況によっては、新たな影響も想定されるため、専門家による科学的調査などの対応が必要です。
- 落下物防止対策や、安全運航に必要な対応の強化について、国が責任を持って行う必要があります。

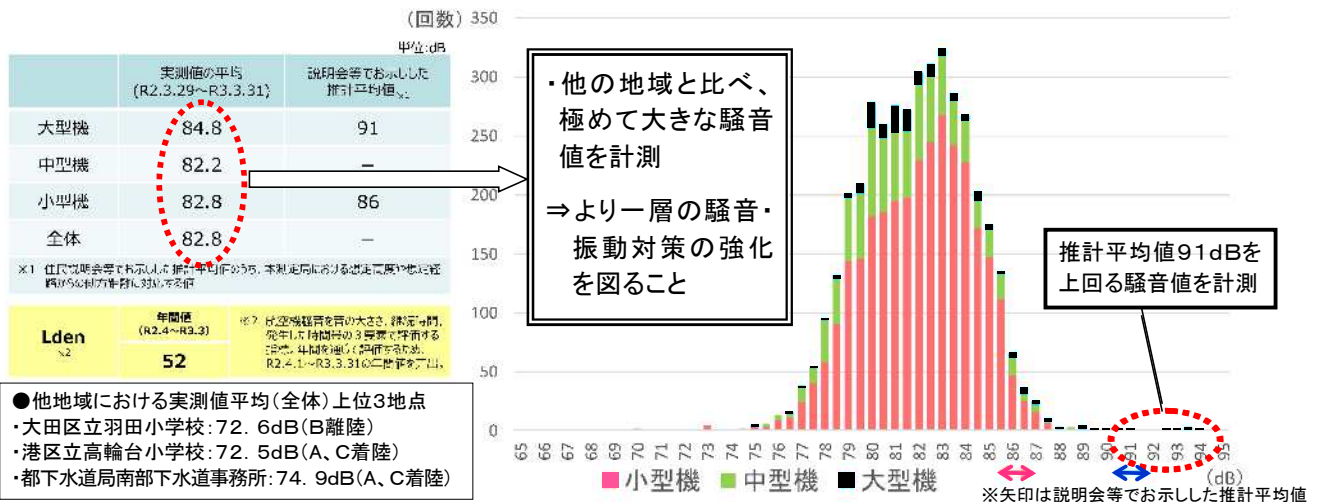
■新飛行経路

B滑走路西向き離陸
⇒南風運用(年間の約4割)
運用時間:15時～19時のうち3時間
1時間あたり20便程度

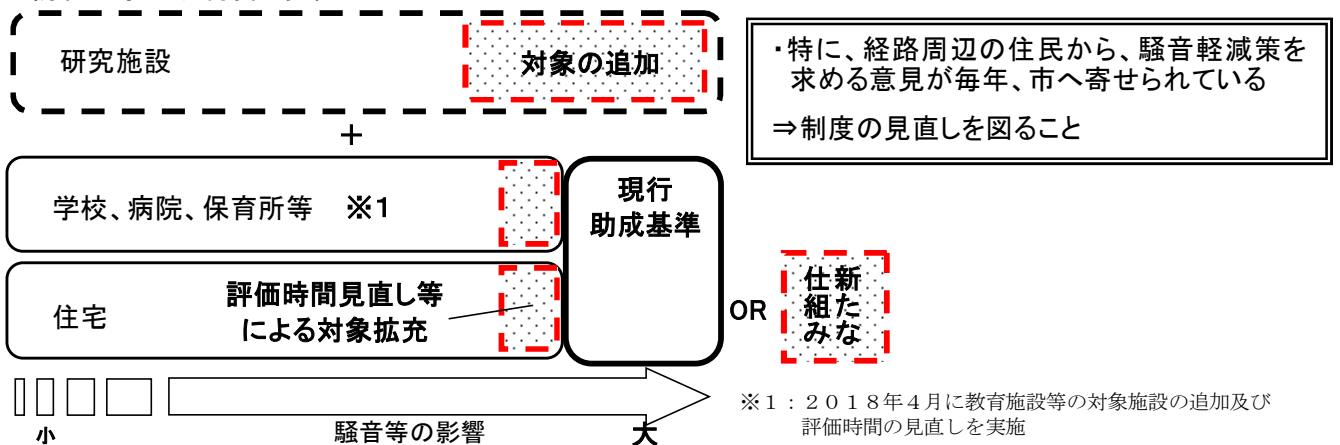


・殿町国際戦略拠点の隣接エリア及び東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地
⇒住宅地側に騒音測定局を増設し、騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

■騒音測定局(国立医薬品食品衛生研究所)の測定結果(令和2年4月1日～令和3年3月31日)



■防音工事助成制度の見直し



この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 住宅・建築物の耐震化については、特に耐震化率の低い木造戸建住宅と耐震化の重要性の高い沿道建築物について、重点的に取組を進めており、着実に効果が表れていることから、引き続き十分な財政措置が必要です。また、新たに衛星による崖の変動観測等を行い、宅地の安全対策を促進することとしており、こうした新技術を活用した取組等が助成対象となるよう一層の制度拡充が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。このような自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- 令和5年度計画事業費 約63.8億円（国費 約27.5億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約3.7億円（国費 約1.8億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.2億円（国費 約0.6億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約58.9億円（国費 約25.1億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、令和２年度に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき各種施策を推進しています。

目標：①住宅の耐震化率を令和７年度までに９８％とする。

②特定建築物の耐震化率を令和７年度までに９７％とするとともに、令和７年度を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。

（令和２年度末の耐震化率 住宅：９５．６％ 特定建築物：９５．２％）

○目標値（住宅：９５％、特定建築物：９５％）⇒達成

（令和３年度末の耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物：１３８棟）

主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策

○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和７年度末までに３５％減とする

主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業

○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など



【不燃化重点対策地区と沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図】

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

・生田住宅（１棟 ４９戸）、真福寺住宅（１棟 69戸）など

■公営住宅ストック改善事業

・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全 25 団地 68 棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

高規格堤防整備事業について、戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進、港町地区における治水安全度の向上を目指した事業推進、殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応など、着実な整備の推進を図ること。

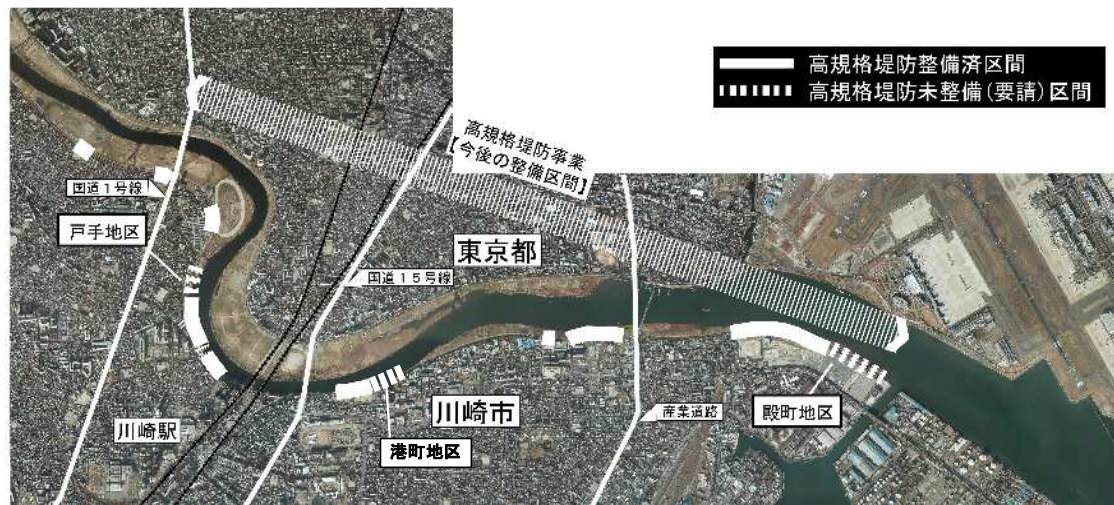
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成 23（2011）年 12 月の第 7 回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道 1 号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、台風による冠水被害などが度々生じていますが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などで甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期に整備を完了する必要があります。
- 港町地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、現在、高規格堤防の整備を見据えた、河港水門の将来的なあり方について検討を行っていることから、高規格堤防整備を推進していく必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・港町地区・殿町地区（位置図）



戸手地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



港町地区



殿町地区



今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、港町地区、殿町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730
建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

五反田川放水路の令和5年度完成のために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量 50 mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいます。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約 20 分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 近年の豪雨災害の発生状況を踏まえ、「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている雨水貯留施設として暫定的に活用を開始しておりますが、事業完成のために必要な財政措置が不可欠となっています。

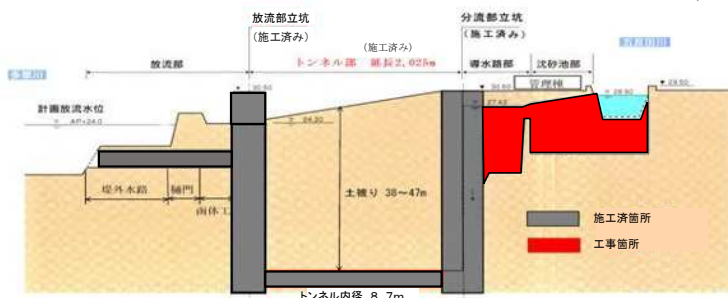
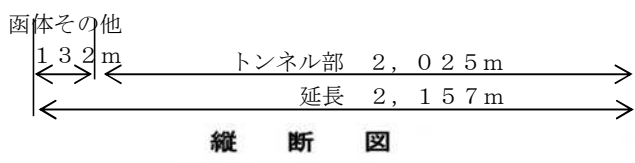
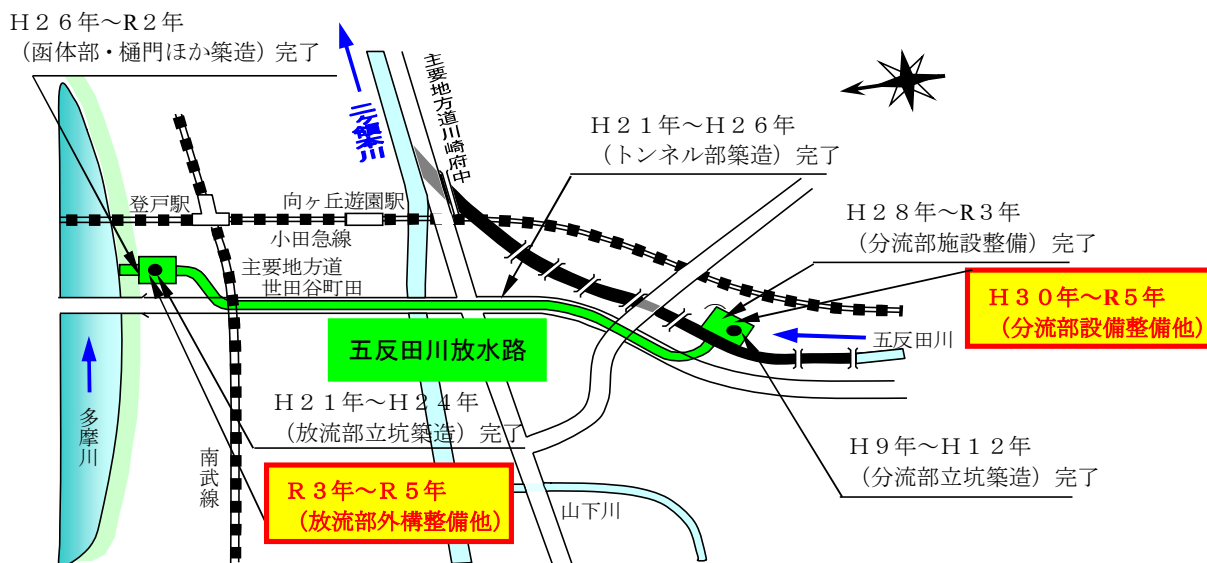
■ 費用

- 総事業費 約 300 億円（国費 約 85.9 億円、県費 約 85.9 億円）
- 令和5年度計画事業費 約 16.6 億円（国費 約 4.2 億円、県費 約 4.2 億円）

■ 効果等

- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量 90 mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約 341ha、約 7,100 戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度(令和2年度から暫定運用)
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長:2,157m、計画高水流量:150m³/秒
(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)

○今後の事業費の見込み

暫定運用												完成	単位:億円
			H28年度ま で	H29年度 当初 補正		H30年度 (2018)	R元年度 当初 補正		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計※
事業費	補助	国費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		県費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		市費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		小計	168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7
	単費	現年	21.2	0.5		2.6	3.4		5.6	1.8	2.6	4.0	41.7
	合計	※総事業費	189.8	14.6		13.1	16.3		18.2	15.0	15.8	16.6	299.4

五反田川放水路の令和5年度完成のために必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化対策について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川管理施設の計画的な老朽化対策を推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38 k mありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震における災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、耐震性等の機能向上を図る改築工事を実施しています。
- 一級河川平瀬川においては、令和 3 年度より施設機能向上事業として補助化されましたが、引き続き、事業を円滑に進めるためには、当初予算による計画的な財源確保が必要です。

■ 費用

- 令和 5 年度計画事業費 約 2. 5 億円（国費 約 1. 3 億円）

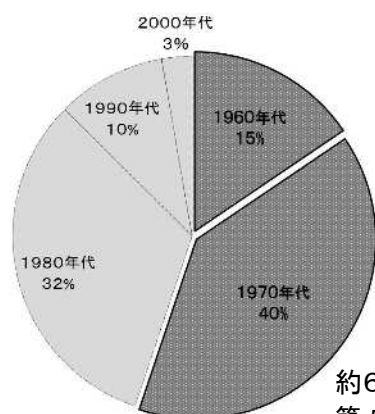
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔河川整備年代〕



約6割(約 21km)が
築 50 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見直し



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】



パラペットのズレ(最大 10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため
施設更新を実施



右岸(完成箇所)



左岸(施工中)

河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

水道管路更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の緩和及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和 40 年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、老朽化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており、耐震化率は高いものの老朽化が進んでいることから、老朽管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっております。
- 老朽化した基幹管路の更新は、中大口径管路であるため特に多額の事業費を要するものです。将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

■ 費用

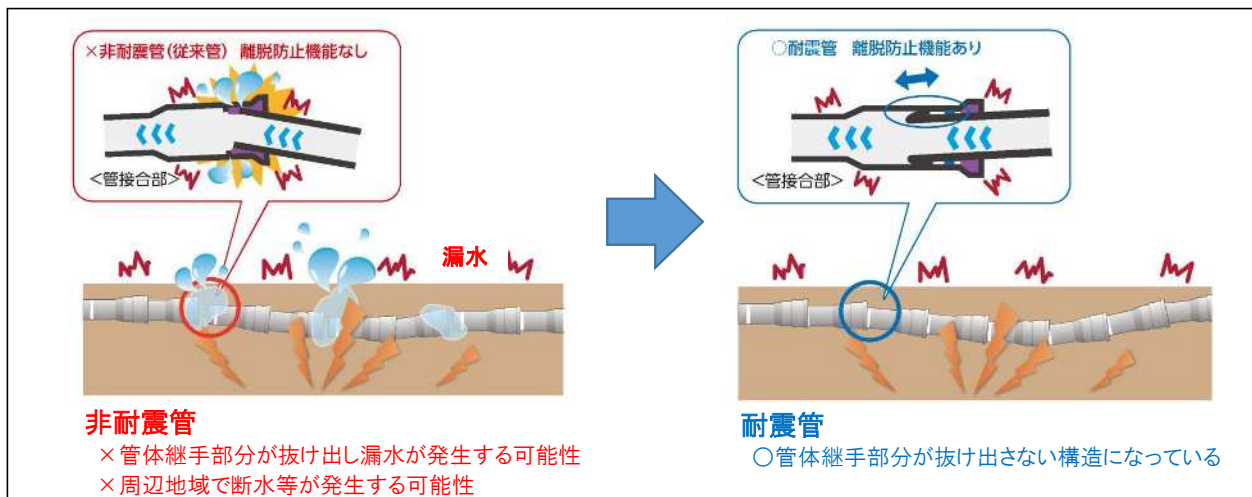
- 令和 5 年度計画事業費 約 103 億円

● 管路の耐震化について

全管路延長（約 2,533km）のうち耐震管
は約 37%（約 929km）と少ない



管路の耐震化を推進する必要がある



● 基幹管路の更新について



基幹管路（約 310km）のうち約 65%（約 201km）
が法定耐用年数である 40 年を超過している



**老朽化した基幹管路の更新を
推進する必要がある**

**水道管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新
を推進するために必要な財政措置を講ずること**

工業用水道管路更新の推進について

【経済産業省】

■ 要請事項

老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の緩和及び財政措置を講ずること。

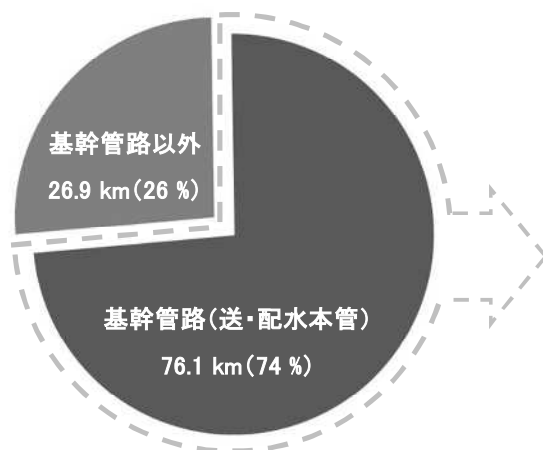
■ 要請の背景

- 川崎市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として、昭和 12（1937）年に給水を開始し、数次の拡張事業などにより安定給水の確保に努めてきましたが、拡張期に整備した管路の多くが、今後一斉に更新時期を迎えます。
- 基幹管路である送・配水本管は、耐震性を有する溶接鋼管を採用しており耐震化率は、ほぼ 100%と高いものの、主に拡張期に整備したことから、老朽化率（法定耐用年数超過率）は約 95%（令和 2 年度末時点）となり、老朽化に伴う漏水事故が懸念されます。
- 基幹管路延長は、全管路延長の約 74%（令和 2 年度末時点）を占めており、更新費用が莫大となるため、計画的に更新を行う必要があります。
- このような中、令和 4 年 1 月の補助金交付要綱改正により採択基準が変更され、対象事業が「強靱化事業」の耐震化、浸水、停電対策に限定されましたが、本市の管路は既に耐震化率が高いことから、補助対象となりません。
- 今後も、工業用水道の安定供給を継続するために、基幹管路の更新を推進していく必要がありますが、将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを料金で賄うことは、利用者の負担増を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

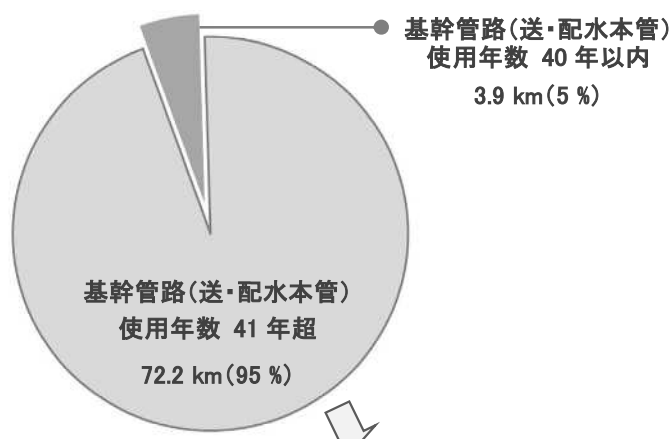
● 基幹管路（送・配水本管）の更新について



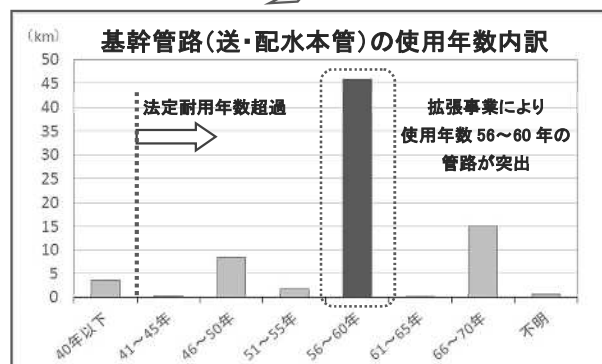
◆ 基幹管路（送・配水本管）の延長が
 全管路延長（約103km）のうち**約74%**



◆ 基幹管路（約76km）のうち**約95%**が
 法定耐用年数**40年**を超過



老朽化した基幹管路の更新について
 計画的に推進していく必要がある。



※令和2年度末時点

工業用水道の老朽化した基幹管路の更新を
 推進するために必要な財政措置を講ずること

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策や令和元年東日本台風を踏まえた災害防止に向けた取組について必要な財政措置を講ずること。
- 2 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化や、快適な市民生活を支える下水道施設の改築等について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 健全な水環境の確保や地球環境に配慮するため、高度処理化の推進や温室効果ガスの削減に必要な財政措置を講ずること。
- 4 国庫補助の対象となる主要な管きよの範囲について、指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する浸水被害を防止・最小化するため、浸水リスクの高い「重点化地区」などにおける継続的な事業の推進が求められるとともに、令和元年東日本台風など、近年の災害を踏まえた対策にも集中的に取り組む必要があることから、継続的な財政措置が必要です。
- 大規模地震発生時にも市民生活への影響を最小限に抑えるには、多くの施設で耐震化の推進が必要であるため、継続的な財政措置と交付対象事業の拡充が必要です。
- 耐用年数を超過するポンプ場施設や下水管きよの急増が見込まれており、施設の改築及び更生工法による管きよの更新などの改築事業については、防災・安全対策や公衆衛生の観点から重要な取組であり、確実な財政措置が必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、東京湾の水質改善に資する放流水質の向上、令和 32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減など、多様な環境対策の役割を担っており、継続的な財政措置が必要です。

■ 費用

- 令和 5 年度計画事業費 約 2 2 0 億円（国費 約 8 0 億円）

令和元年東日本台風を踏まえた浸水対策



緑色：排水樋管流域
青色：令和元年東日本台風時の浸水範囲

5箇所の排水樋管周辺地域で
浸水被害が発生



短期対策（R1～R2 年度予算で実施）

- ・樋管ゲートの改良
- ・観測機器の設置
- ・排水ポンプ車の導入

当面の対策（R3 年度予算で実施）

- ・バイパス管の整備
- ・仮排水所のポンプ増強

中期対策

- ・ポンプゲート設備の整備

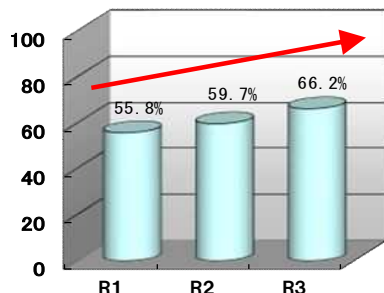
長期対策

- ・雨水幹線の新設、ポンプ場新設など

継続的な取組が必要

重要な管きよの耐震化

避難所や重要な医療機関と水処理センター
とを結ぶ重要な管きよの耐震化率



**下水道の強靱化に向けて
継続的に耐震化が必要**

地球温暖化対策

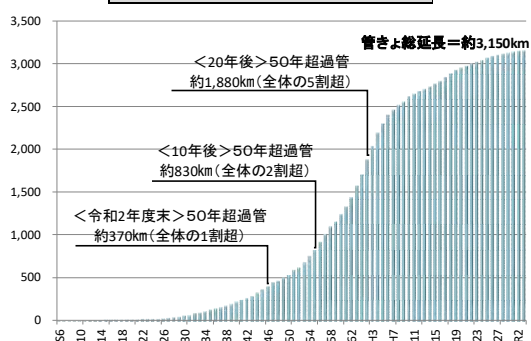


下水汚泥の焼却に伴う未利用熱を活用した発電
⇒ 廃熱発電設備の導入（R4～R8）

**脱炭素社会の実現に向けて更なる
省エネ・創エネの導入が必要**

下水管きよの再整備

下水道管きよの年度別累計延長



改築が必要となる下水管きよは今後急増

下水道施設の再構築



渡田ポンプ場
再構築事業

（左上：再整備事業）
（右下：完成イメージ）



**耐用年数を超過したポンプ場は、
現在12箇所あり、継続的に再構築が必要**

**自然災害への対応、老朽化対策、地球温暖化対策など
下水道事業の推進に必要な財政措置を継続的に講ずること**

プラスチック資源循環に向けた取組について

【経済産業省・環境省】

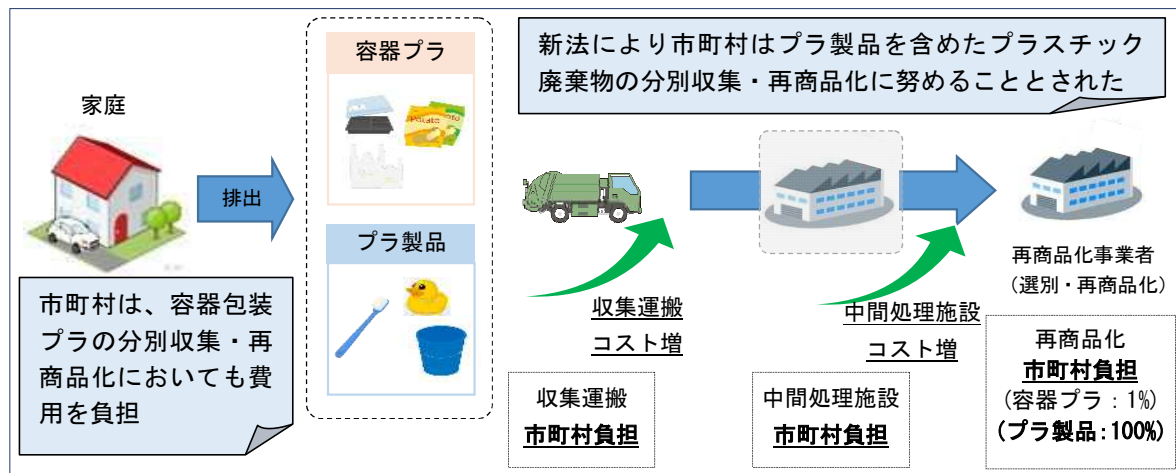
■ 要請事項

- 1 市町村が適切にプラスチック製品の分別収集・再商品化を行えるよう、必要な経費について、確実な財政措置を講ずるとともに、製造事業者等によるリサイクル費用の負担の仕組み等全体の費用負担のあり方を検討すること。
- 2 安定的なリサイクル体制の確保に向け、リチウムイオン電池等の発火の危険性のある異物の混入の抑制及び混入時の火災事故等の防止対策について、技術的及び財政的な支援を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、市内で回収するすべてのプラスチック廃棄物を市内でリサイクルする完全循環型のプラリサイクル都市を目指した取組を行っています。また、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に努めることとされました。
- プラスチック製容器包装の再商品化に要する経費は、その多くを事業者が負担する仕組みですが、プラスチック製品は全額が市町村負担とされており、収集運搬経費も合わせると、多大な市町村負担が見込まれています。
- 収集及び再商品化に要する経費については、特別交付税措置が創設されましたが、市町村が適切に実施できるよう、対象経費や措置率を十分なものとするなど、確実な財政措置が必要です。
- 製造事業者等によるプラスチックの発生抑制や代替素材への転換を大きく進めるためには、製造事業者等がリサイクル費用を負担するなどの全体の費用負担の仕組みのあり方を踏まえた検討が必要です。
- プラスチック使用製品廃棄物は圧縮して収集運搬や処理を行うため、混入したりリチウムイオン電池等により火災事故等が発生する危険性があります。混入防止対策や、混入した場合でも選別時に確実に取り除くための施設整備等の技術的及び財政的な支援が必要です。

○市町村のプラスチック廃棄物の分別収集・再商品化と費用負担イメージ



プラスチック製容器包装の再商品化費用	プラスチック製品の再商品化費用
市町村負担は1%	市町村負担が100%

市町村にとって大幅な費用負担の増加が見込まれることから、適正な財政措置が必要

プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制と代替素材への転換を進めるには、プラスチック製品についても製造・販売事業者がリサイクル費用を負担する仕組みが必要

○リチウムイオン電池等の混入による影響について



ハンディ扇風機



電話機子機

- ・リチウムイオン電池は処理過程等で圧縮されると発火の恐れがある
- ・本市において R3 に実施した実証試験でも、リチウムイオン電池を含むプラスチック製品が複数回収された
- ・プラスチックが占める割合が大きいためからプラスチックごみとして捨ててしまう人がいたと考えられる

- ・プラスチック製品にはリチウムイオン電池が内蔵されている製品も多く、分別対象を拡大することでリチウムイオン電池の混入が増えると想定される

混入防止に向けた啓発と混入した際に確実に取り除くための除去設備の設置等の対策が必要

この要請文の担当課／環境局生活環境部廃棄物政策担当 TEL 044-200-3721

脱炭素化に資する廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

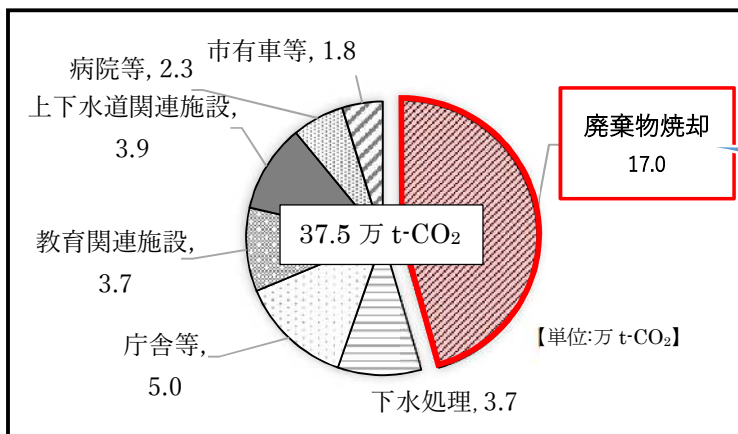
■ 要請事項

- 1 脱炭素化に資する廃棄物処理施設計画を推進するため、廃棄物分野の温室効果ガスの排出削減に向けた取組について、早急に具体的な方向性を示すこと。
- 2 循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センターの建設及び浮島処理センターの基幹的施設整備に必要な財政措置の内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 環境省により「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」が令和 3（2021）年 8 月に公表され、エネルギー回収と CCUS による炭素回収・利用を徹底し、廃棄物分野における温室効果ガス排出量の削減を目指すことが示されました。本市でも、廃棄物処理施設の新設や基幹的施設整備において、2050 年カーボンニュートラルに向けた、より一層の取組が必要となっています。
- 廃棄物処理施設は長期間稼働することを踏まえると、2050 年カーボンニュートラルを実現するには、新たな施設整備計画において、脱炭素化に資する廃棄物処理システムの構築が必要であり、技術革新の動向や民間企業との連携を含めて、早期から取り組むべき方向性を見定め、検討を進める必要があります。
- 本市では、4 つの処理センターのうち 3 処理センターで稼働し、1 処理センターを休止、建設中とする 3 処理センター体制を構築し、定期的な点検補修と基幹的施設整備工事を実施して長寿命化を図っています。3 処理センター体制を安定的に推進していくために、全体で約 40 年のサイクルで計画的に整備を進めています。
- 廃棄物処理施設から得られるエネルギーを有効活用するために、高効率発電設備の導入や温室効果ガスの排出抑制に繋がる基幹的施設整備や建替の計画を進めており、事業推進には多額の事業費が必要となります。

■ 廃棄物処理施設整備における脱炭素化に向けた取組



《2020年度 川崎市役所の温室効果ガス排出状況》

中長期的を見据えた脱炭素施設整備の検討

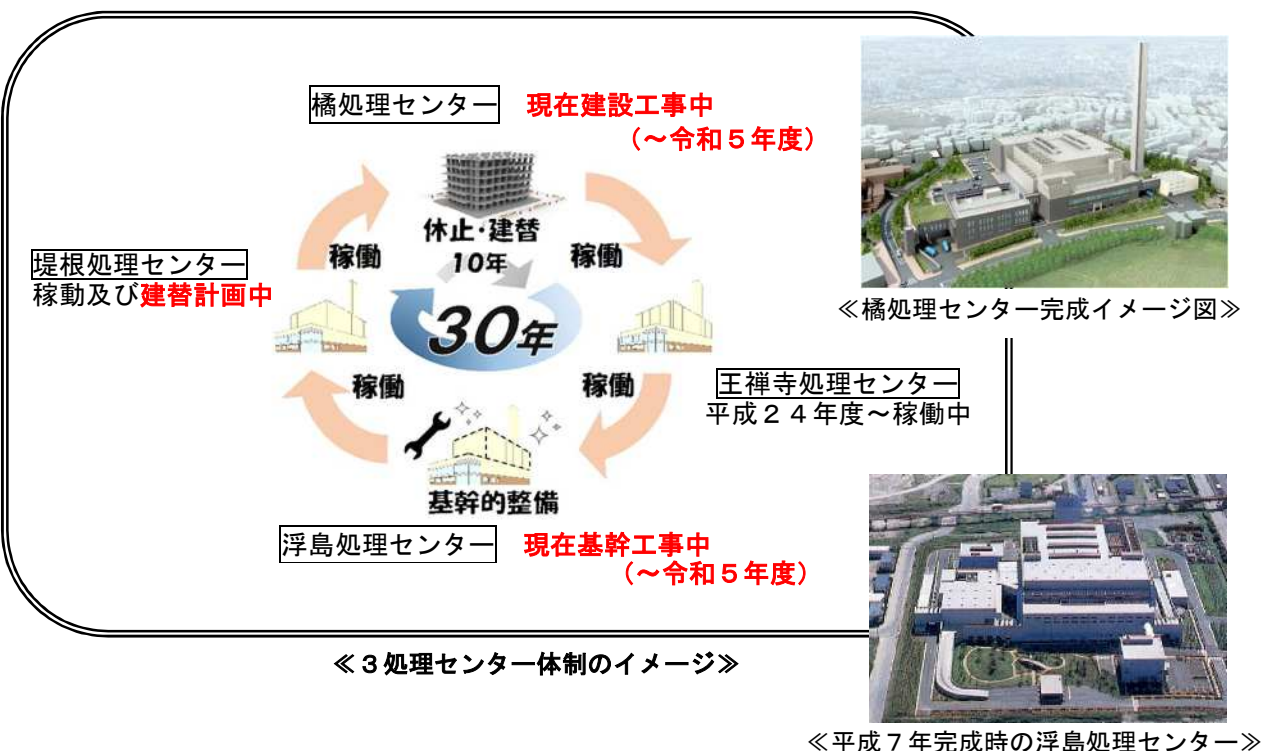
新設する廃棄物処理施設整備計画作成

CCUS等を見据えた民間企業との連携

2050年廃棄物分野
カーボンニュートラル

■ 本市の処理センター体制について

本市では、持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、市内で3処理センターを稼働、1処理センターを休止・建設中とする3処理センター体制を導入、全体で約40年のサイクルでの新施設建設と長寿命化工事を実施



- ・ 廃棄物分野の脱炭素化に向けて、早急に具体的な方向性を示すことが必要。
- ・ 循環型社会形成を推進するため、廃棄物処理施設の整備事業に係る必要な財政措置の内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、既存鉄道路線の機能強化や混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 首都圏や本市における鉄道ネットワークの形成は、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。
- 横浜市高速鉄道3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画の合意形成を進め、令和2年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- また、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しています。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセス強化や、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られ、首都圏の国際競争力強化に繋がります。

＜鉄道ネットワークの機能強化の取組＞



川崎市総合都市交通計画

本市の交通政策の目標

- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③災害に強い交通環境の整備
- ④地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ①・広域的な都市間の連携強化
 - ・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ②・公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上(混雑緩和・定時性確保)
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・地域(交通)分断の解消(交流の推進)
- ③・耐震性の向上
 - ・多重性(リダンダンシー)の向上
- ④・車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進

鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

拠点地区等の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 拠点地区等の整備は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、引き続き、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備による広域調和型のまちづくりと、交通利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和5年度 計画事業費	内、国費	着手 年度	完了 年度
川崎駅周辺地区（都市基盤整備事業・市街地再開発事業）	約 2.6	約 1.3	H31	R10
小杉駅周辺地区（都市基盤整備事業）	-	-	R7	R16
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 （土地区画整理事業・優良建築物等整備事業・市街地再開発事業）	約 28.0	約 14.0	S63	R10
鷺沼駅周辺地区（市街地再開発事業）	約 6.0	約 3.0	R5	R13
柿生駅周辺地区（市街地再開発事業）	約 1.2	約 0.6	R5	R9
合計	約 37.8	約 18.9	-	-

■ 効果等

- 駅周辺の多様な都市機能集積や道路、駅前広場、公開空地等の整備など、駅を中心としたコンパクトなまちの形成を図ることで、市民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、防災や環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成や都市防災力の向上が図られます。

〔令和5年度 主な計画事業〕

- ・都市基盤整備事業（川崎駅周辺地区、小杉駅北口駅前地区）
- ・市街地再開発事業（鷺沼駅前地区、柿生駅前南地区、京急川崎駅西口地区、登戸駅前地区）
- ・土地区画整理事業（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）
- ・優良建築物等整備事業（向ヶ丘遊園駅前北地区）



■ 今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名及び地区名	令和6年度計画		令和7年度計画	
	事業費	（内、国費）	事業費	（内、国費）
川崎駅周辺地区	約 13.8	約 6.9	約 46.3	約 21.1
小杉駅周辺地区	—	—	約 0.8	約 0.4
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	約 22.6	約 11.4	約 10.9	約 5.5
鷺沼駅周辺地区	約 4.9	約 2.5	約 13.9	約 7.0
柿生駅周辺地区	約 12.6	約 6.3	約 4.9	約 2.5
合計	約 53.9	約 27.1	約 76.8	約 36.5

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（鷺沼・柿生駅周辺地区）TEL 044-200-2730
 まちづくり局拠点整備推進室（川崎・小杉駅周辺地区）TEL 044-200-3805
 まちづくり局登戸区画整理事務所（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）TEL 044-933-8511

川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

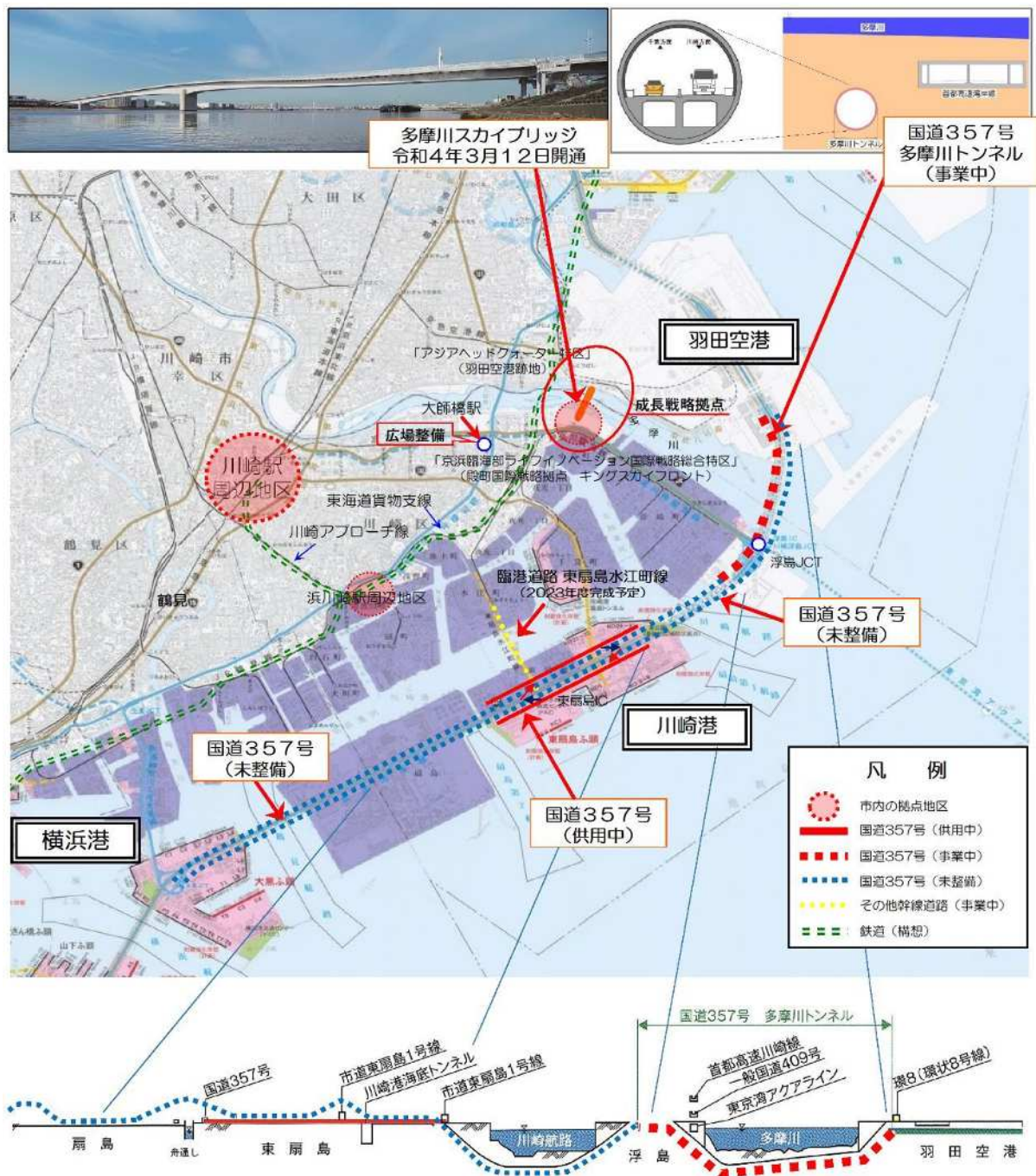
【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎臨海部は、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、それを支える交通機能について幅広く強化を図るため、必要な財政措置等を講ずること。
- 2 羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支えるまちづくりについて、引き続き必要な支援を行うこと。
- 3 首都圏の国際競争力強化などに向け、国道 357 号について、着実かつ効率的・効果的に整備を進めること。併せて、新たな負担のあり方や推進方策の検討を行うとともに、引き続き、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を行うこと。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けており、平成 30 年 3 月に策定した「臨海部ビジョン」や、令和 3 年 3 月に策定した「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」に基づき、鉄道やバス等の基幹的な交通軸や大師橋駅における新たな交通結節点(交通広場)の整備等に幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化や災害時の交通・物流機能の確保などの観点からも整備・充実が必要であり、羽田空港や京浜港が立地する空港・港湾の連携軸としても、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- 令和 4 年 3 月には多摩川スカイブリッジが開通し、今後も多摩川両岸が一体的な成長戦略拠点となるよう、更なる産業連携やアクセス機能の強化等が求められます。
- 国道 357 号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する重要な路線であり、その整備効果は広域的に発現し、広く沿線自治体に利益をもたらす路線であり、効果的な整備が必要ですが、国道 357 号の整備には、膨大な事業費が見込まれます。
- 国道 357 号の川崎市区間は、羽田空港の至近に位置していることから、全国的にもあまり例を見ない大規模なトンネル工事を複数控える直轄国道事業であり、当該路線の特徴である広域的な整備効果等を考慮し、新たな負担のあり方や推進方策の検討が必要です。併せて、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討も必要です。



川崎臨海部の持続的な発展



- ・川崎臨海部の基幹的な交通軸や新たな交通結節点の整備など交通機能の強化
- ・全国的にもあまり例を見ない事業環境を踏まえた国道357号の新たな負担のあり方の検討

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

TEL 044-200-2039
TEL 044-200-2547

道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 道路施設等の計画的な老朽化対策に必要な財政措置を講ずること。
- 2 道路施設等の防災・減災対策を推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずるとともに交付金制度要件を緩和すること。

■ 要請の背景

- 本市では、「橋りょう長寿命化修繕計画」、「道路維持修繕計画」を策定し、道路施設等の計画的・効率的な点検・修繕による老朽化対策を実施していますが、予防保全の観点から措置を講じる必要があり、計画的な財源確保が不可欠となっています。
- 本市では、「かわさき強靱化計画」に基づき、橋りょうの耐震化など道路施設等の防災・減災対策を実施していますが、計画的に取り組めるよう、必要な予算・財源について当初予算を含め、通常予算とは別枠で確保する必要があります。また、鉄道を跨ぐ橋りょうの耐震対策には、施工時間の制約があり、国土強靱化に関する防災・安全交付金制度の交付要件である、3年以内の効果発現が困難となっています。

■ 費用

- | | |
|-----------------|----------------|
| ○ 令和5年度補助事業費 | 約13億円（国費 約7億円） |
| ・ 道路メンテナンス事業費補助 | 約8億円（国費 約5億円） |
| ・ 無電柱化推進事業費補助 | 約3億円（国費 約1億円） |
| ・ 防災・安全交付金 | 約2億円（国費 約1億円） |

■ 効果等

- 劣化が進行する前に予防的な対策を実施することにより、大規模修繕や更新を回避し、通行規制等による市民生活への影響の軽減が図られます。
- 大規模災害による被害を最小限に抑え、被災しても迅速に復旧することができます。また、交付金制度の対象要件を、社会資本総合整備計画の計画期間として認められている5年とすることで、計画的な防災・減災対策の実施が可能となります。

主な道路施設の維持修繕事業



「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」の改定に伴うライフサイクルコストの縮減

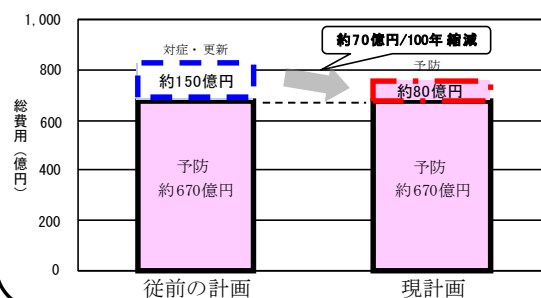
従前の計画 (H28.3)

			重要度				
			跨線橋・跨道橋	緊急輸送道路	バス路線		左記以外
人道橋以外	橋長	15m以上	予防	予防	予防	予防	
		5～15m	予防	予防	対症	対症	
		5m未満	—	更新	更新	更新	
人道橋			予防	—	—	更新	

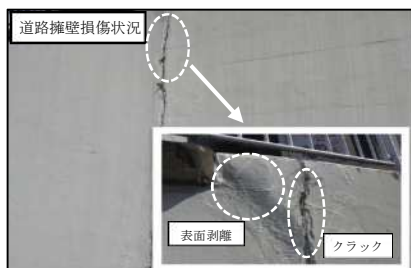
現計画 (R3.2 改定)

			重要度				
			跨線橋・跨道橋	緊急輸送道路	バス路線		左記以外
人道橋以外	橋長	15m以上	予防	予防	予防	予防	
		5～15m	予防	予防	予防	予防	
		5m未満	—	予防	予防	予防	
人道橋			予防	—	—	予防	

改定の効果 (ライフサイクルコスト)



- 全ての橋りょうを予防保全型へ移行することで、ライフサイクルコストを縮減(約 70 億円/100 年)
- 持続可能で効率的な維持管理を計画的に行うための財源確保が必要



道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策を計画に基づき着実に推進するため、継続して当初予算を含めた必要な財政措置を講ずるとともに交付金制度の対象要件を緩和すること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部施設維持課 TEL 044-200-2818

広域幹線道路網の整備推進について

【国土交通省】

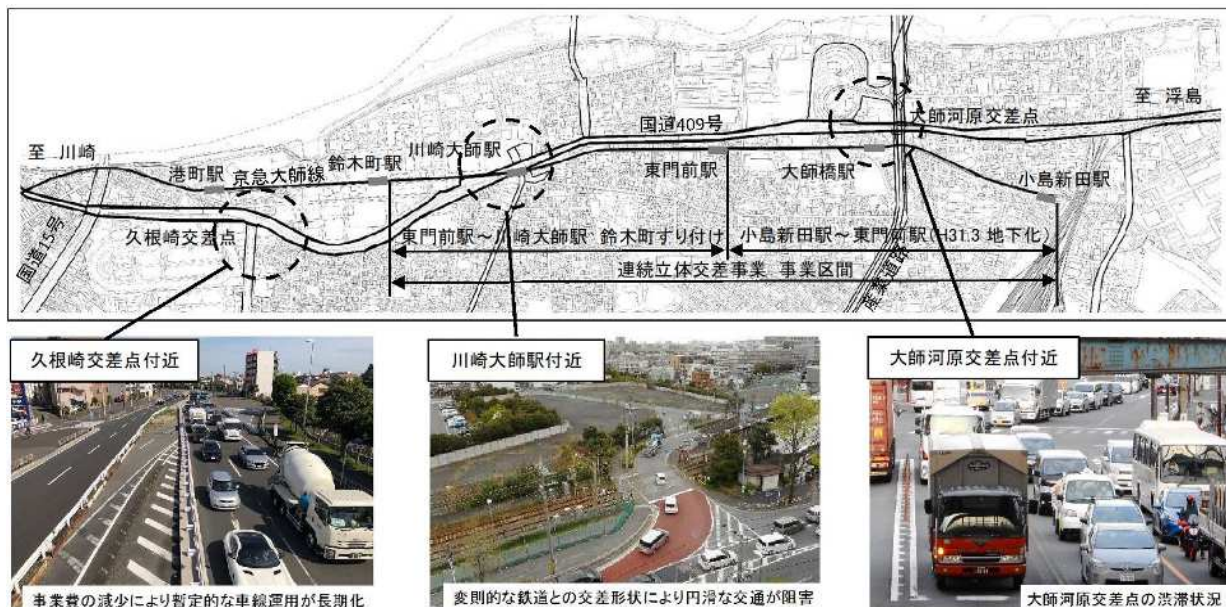
■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業（一般部：国道409号街路整備）の整備推進を図ること。
また、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えを早期に完了するとともに、川崎大師駅周辺の交通円滑化対策の早期実施に取り組むこと。
- 2 本市では、新型コロナウイルス感染症による社会変容をはじめとした社会・経済の急激な変化を踏まえた川崎縦貫道路のⅠ期の未整備区間及びⅡ期計画の検討が必要と考えており、「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」における川崎縦貫道路との一本化を含めた検討については、こうした状況を踏まえ進めること。

■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、Ⅰ期事業の大師ジャンクション以西の整備が先送りされ、再開にはⅡ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進める必要があります。
- Ⅰ期事業再開までの当面の措置である一般部整備（国道409号）の事業進捗が図られていないため、地元経済団体や住民組織等が早期完成を強く求めています。
- 大師河原交差点周辺では京急大師線が地下化され、今後、大師橋駅前広場等の整備が進むことから、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点にかかる歩道橋の早期架け替えや、交差点周辺で常態化している国道409号の渋滞対策が必要です。
- 川崎大師駅周辺では、鉄道の地下化が計画されていますが、踏切除却までには時間を要するため、交通円滑化に向けた対応が必要です。
- 「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」の第5回協議会において、川崎縦貫道路との一本化を前提とすべきとの意見が出されましたが、人口減少・超高齢社会や新型コロナウイルス感染症による社会変容など、社会・経済の急激な変化により、本市のまちづくりにおける川崎縦貫道路の担う役割等にも変化が生じてきているため、これらを整理した上で検討を進める必要があります。

○国道409号街路整備状況



○東京外かく環状道路計画検討協議会 概略ルート



- ・川崎縦貫道路Ⅰ期事業(一般部：国道409号街路整備)の整備推進
- ・社会・経済状況などの変化を踏まえた川崎縦貫道路の整理・検討

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を引き続き検証するとともに、高速道路料金の各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現、利用者の利便性向上策について検討すること。

■ 要請の背景

- 平成 28 年 4 月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」については、令和 2 年 11 月の社会資本整備審議会道路分科会第 44 回国土幹線道路部会において、都心通過から外側の環状道路への交通転換や、首都高速道路の短距離利用の増加による一般道の交通が円滑化されるなど、ネットワーク整備と相まって、高速道路がより賢く使われる効果が示されていますが、今後も引き続き、より丁寧な検証が必要です。
- 一方で、令和 3 年 3 月には、「首都圏の新たな高速道路料金の具体案」が首都高速道路㈱より発表され、令和 4 年 4 月より料金水準の平準化や深夜割引の導入、大口多頻度割引の拡充などが行われましたが、首都高速道路で設けられている一部車種に対する激変緩和措置の期間は令和 4 年 3 月末で終了しており、物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- こうしたことから、「首都圏の新たな高速道路料金」導入後の効果や影響を引き続き検証するとともに、物流の効率化等の観点や利用者の急激な負担増による影響を考慮し、激変緩和措置の再開など高速道路料金の各種割引制度等の見直しや、混雑状況に応じた料金施策の実現など、利用者の利便性向上策について検討が必要です。

■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上に伴う二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善

令和4年4月より導入された「首都圏の新たな高速道路料金」について

○ 料金水準の平準化（新上限料金）

変更前（令和4年3月31日まで）

	上限料金（税込）
軽自動車等	1,090円
普通車	1,320円
中型車	（激変緩和適用）1,410円
大型車	2,080円
特大車	（激変緩和適用）2,650円

変更後（令和4年4月1日以降）

	上限料金（税込）
軽自動車等	1,590円
普通車	1,950円
中型車	2,310円
大型車	3,110円
特大車	5,080円

激変緩和措置の適用がなくなり
更なる負担増

利用者の利便性向上や
負担軽減につながる制度

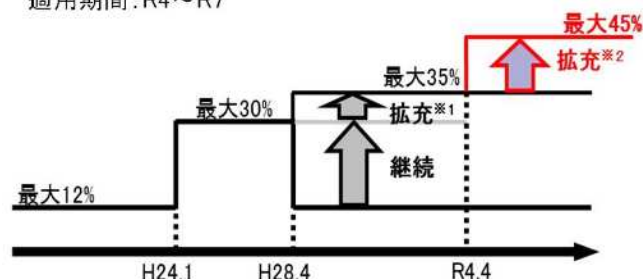
○ 深夜割引の導入

割引率：20%割引
対象車：ETC全車種
適用期間：R4～



○ 大口・多頻度割引の拡充

割引率：最大45%割引
対象車：ETC全車種
適用期間：R4～R7



※1 中央環状線の内側を通過しない交通に限定
※2 拡充10%のうち、5%は中央環状線の内側を通過しない交通に限定

首都高速道路(株)ホームページ掲載画像を一部加工

○上記による割引はあるものの、激変緩和措置が終了したことから、中型車と特大車の更なる負担増となり、物流への影響等が懸念される

（激変緩和措置 社会実験期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで）

引き続き、利用者の利便性向上策についての検討が必要

- ・ 高速道路料金の各種割引制度等の見直し
- ・ 混雑状況に応じた料金施策の実現

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備を推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活者の意識や行動が大きく変化する中においても、幹線道路は各地への安定的な物流の確保など、都市基盤としての基本的な役割を果たしています。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- 近年、全国的に激甚化・頻発化する災害への対応として、緊急輸送道路の無電柱化と踏切道の改良を着実に進め、市域の防災力を更に向上させる必要があります。
- さらに、令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、幹線道路においても対策が必要な箇所における歩道の整備を着実に進め、通学路における交通安全対策を一層推進する必要があります。

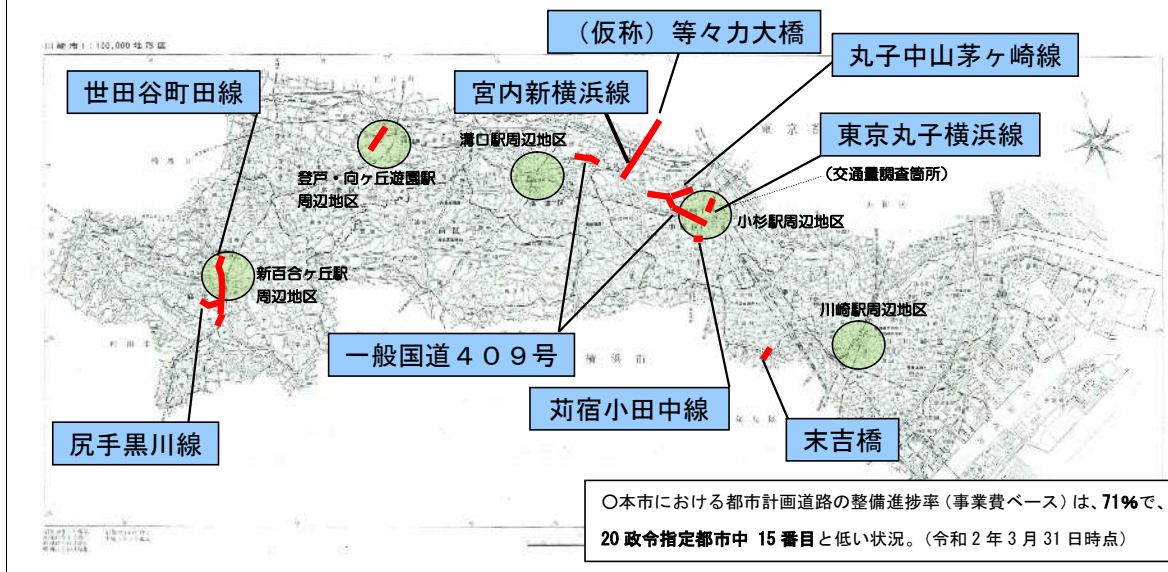
■ 費用

- | | | |
|---------------|-------|------------|
| ○ 令和5年度計画事業費 | 約77億円 | (国費 約34億円) |
| ・ 道路・橋梁事業 | 約30億円 | (国費 約12億円) |
| ・ 街路事業 | 約42億円 | (国費 約20億円) |
| ・ 住宅市街地総合整備事業 | 約5億円 | (国費 約2億円) |

■ 効果等

- 緊急輸送道路の無電柱化と踏切道の改良による災害に強いまちづくりの推進
- 歩道整備による通学児童等の安全・安心な歩行空間の確保
- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化

川崎市の主な事業中の幹線道路



荻宿小田中線 (Ⅲ期) 【改良前】



荻宿小田中線 (Ⅲ期) 【完成イメージ図】



東京丸子横浜線 【2車線供用時】

[交通量: 14,646台/12時間]



東京丸子横浜線 【4車線供用開始】 (令和4年3月)

幹線道路網の早期整備に向けて、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

京浜急行大師線連続立体交差事業については、「小島新田駅～東門前駅」区間の令和5年度の完成に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て着手しました。
- 本事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図られるため、着実な事業進捗が期待されています。
- 現在、工事を推進している「小島新田駅～東門前駅」区間は、周辺にキングスカイフロントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出するエリア形成が進むなど、一日も早い踏切の除却が望まれていましたが、平成31年3月の地下切替により4箇所の踏切が除却され、踏切を起因とする交通渋滞の解消が図られました。
- 令和4年度は、「小島新田駅～東門前駅」区間については、令和5年度の完成に向けて大師橋駅や小島新田駅の駅舎整備を推進しており、併せて「東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け」区間の今後の取組について検討を進めています。

■ 費用

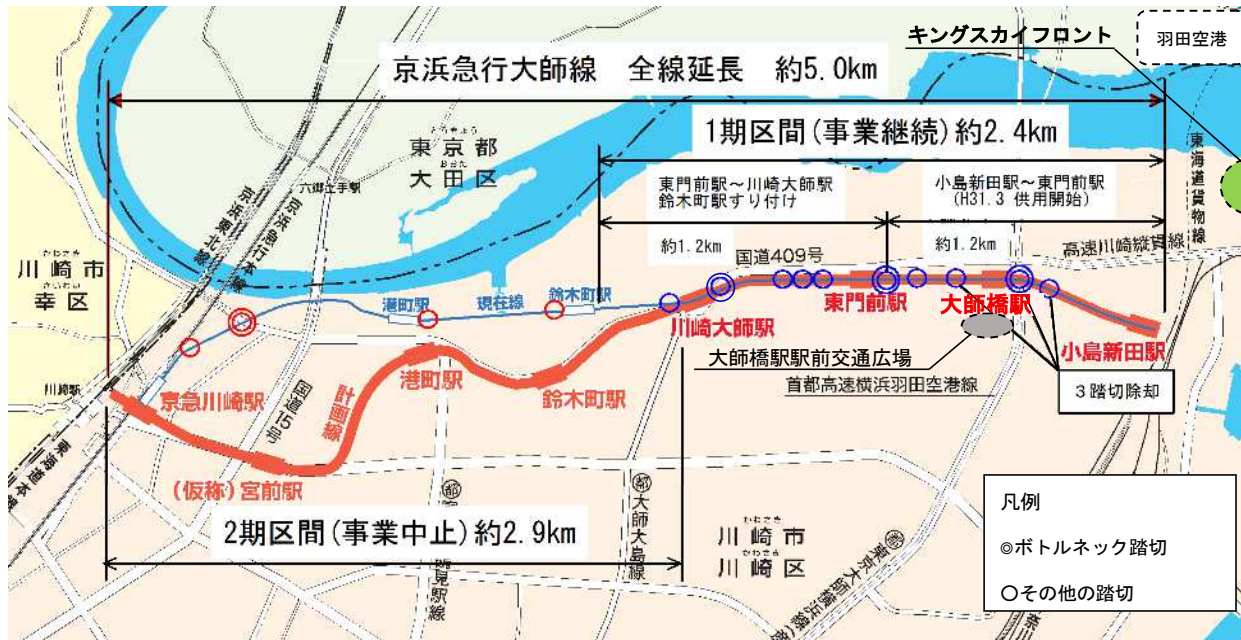
- 総事業費：約1,485億円（補助対象事業費：約1,388億円）
- 令和5年度計画事業費 約21.0億円（国費 約11.6億円）

■ 効果等

- 10箇所の踏切除去による交通円滑化および交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

1 事業概要



2 諸 元

- | | |
|----------|---|
| ○計 画 区 間 | 小島新田駅～鈴木町駅 |
| ○計 画 期 間 | 平成5年度～令和6年度 |
| ○事業の概要 | 延 長 約2.4km
除却踏切数 10箇所 |
| ○総 事 業 費 | 約1,485億円
(国費約702億円、市費約724億円、鉄道事業者負担額約59億円) |
| ○補助対象事業費 | 約1,388億円
(小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額) |

3 スケジュール

令和4年度 小島新田駅～東門前駅：工事推進

令和5年度 小島新田駅～東門前駅：工事完成

※東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すり付けについては、令和４年度の検討結果を踏まえた取組を実施

本事業については、「小島新田駅～東門前駅間」区間の令和5年度の完成に必要な財政措置を講ずること。

J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（矢向駅から武蔵小杉駅まで）連続立体交差事業及び関連都市基盤について、都市計画決定に向けた取組など事業推進に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅までを結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、開かずの踏切に起因する国道 409 号などの渋滞や踏切遮断中の横断といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性の低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しています。
- 令和 3 年度に今後の社会変容をはじめとする社会経済動向や、市民ニーズの変化を踏まえた検討を行い、構造工法を仮線高架工法から事業費の縮減や事業期間の短縮が見込まれる別線高架工法に見直し、令和 5 年度の都市計画決定を目指して取組むことといたしました。令和 5 年度は、都市計画決定に向けた取組として、鉄道事業認可設計や環境影響評価を実施してまいります。

■ 費用

- 総事業費：約 1, 3 8 7 億円（補助対象事業費：約 1, 2 9 4 億円）
- 令和 5 年度計画事業費 約 3. 8 億円（国費 約 1. 9 億円）

■ 効果等

- 9 個所の踏切除却による交通円滑化および交通渋滞の緩和、公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消、緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保

法指定を受けた踏切の混雑状況



⑥鹿島田踏切(幸区)



⑬向河原駅前踏切(中原区)

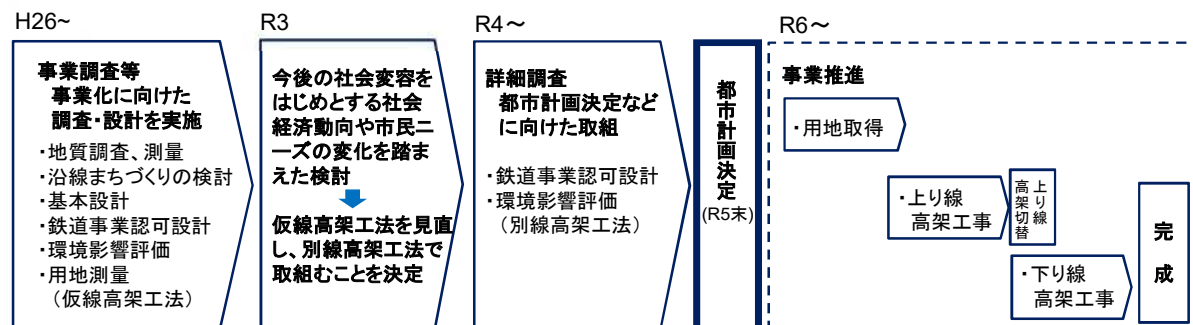
現在の取組



令和3年度 事業見直しに関する説明会開催状況
(22回開催 合計来場者数約400名)



スケジュール



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

川崎港の機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港において、国際競争力の強化に向けた物流機能の強化や防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の早期完成に必要な財政措置およびコスト縮減策を講ずること。
- 2 カーボンニュートラルポートの形成に向け必要な財政措置を講ずること。また、港湾機能の効率化や温室効果ガス排出量の削減等に資するタグボートの定係地確保に向け、小型船溜まりの防波堤整備に必要な財政措置を講ずること。
- 3 大規模災害に備えるため、海岸保全施設整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 東扇島地区は、物流車両の増加に対応するための交通機能の拡充及び内陸部と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨港道路東扇島水江町線整備については、引き続きコスト縮減を図るとともに、整備を促進し、交通ネットワークの早期強化が必要です。
- 川崎港では、カーボンニュートラルポート形成計画の策定に向け検討を開始しています。計画の策定や推進にあたり国の支援が必要です。
- 東扇島の小型船溜まりは、港湾計画においてタグボートや官公庁船等の基地として計画しています。タグボート基地の整備は、港湾機能の効率化、移動距離短縮による温室効果ガス排出量の削減等に寄与します。また、本船溜まりは、国の基幹的広域防災拠点に隣接し、防災機能向上にも寄与します。
- 首都直下型地震等の大規模地震による津波や、大型台風による高潮等の大規模自然災害に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

■ 費用

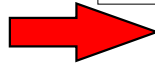
- 令和5年度計画事業費 約102億円（国費 約63億円）
 - ・ 直轄事業 約80億円（国費 約53億円）
 - ・ 補助事業等 約22億円（国費 約10億円）

臨港道路東扇島水江町線



東扇島と内陸部の接続は「川崎港海底トンネル」が唯一のルート
 ・物流車両の増加 ・緊急物資輸送ルートの代替ルートがない

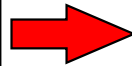
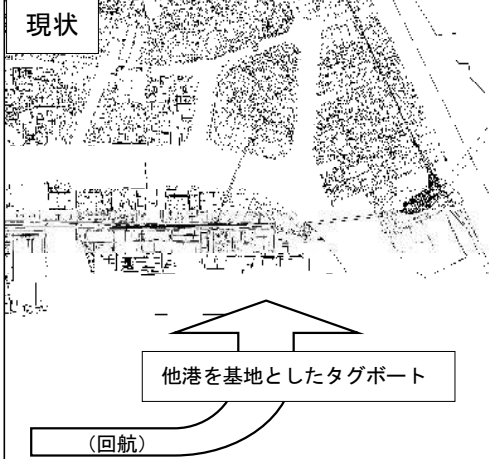
- ・交通機能の拡充による物流機能の強化
- ・緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保による防災機能の強化



臨港道路 東扇島水江町線の整備



東扇島小型船溜まり防波堤



海岸保全施設



国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港の物流機能及び防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。

令和5年度
国の予算編成に対する要請書

令和4年6月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2183

